

第五十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第十四号

昭和四十二年六月一日(木曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君
理事 塚田 徹君
理事 藤尾 正行君
理事 大出 俊君
理事 受田 新吉君
理事 稻葉 修君
理事 加藤 六月君
理事 龜岡 高夫君
理事 塩谷 一夫君
理事 橋口 隆君
理事 木原 実君
理事 浜田 光人君
理事 米内山義一郎君
理事 大橋 敏雄君

委員有島重武君辞任につき、その補欠として伊藤藤助丸君が議長の指名で委員に選任された。
六月一日
委員赤城宗徳君、井村重雄君、藤波孝生君及び伊藤藤助丸君辞任につき、その補欠として亀岡高夫君、山村新治郎君、加藤六月君及び大橋敏雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員加藤六月君、亀岡高夫君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として藤波孝生君、赤城宗徳君及び井村重雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

出席政府委員

農林大臣 倉石 忠雄君
建設大臣 西村 英一君
行政管理庁行政管理局長 大國 彰君

農林大臣官房長 檜垣徳太郎君
農林省農地局長 和田 正明君
農林省園芸局長 八塚 陽介君
建設大臣官房長 鶴海良一郎君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君

委員外の出席者

建設省河川局長 多治見高雄君
専門員 茨木 純一君

五月三十一日

第一類第一号 内閣委員会議録第十四号 昭和四十二年六月一日

ものが何も無い。つまり河川等について二十年後どう変わるかというあたりはどう考えるか、大臣でもけっこうですし、ほかの方でもけっこうですが、大臣は最近ですから、おそらく二十年後の変わり方についておわかりにならないでしょう。二十年という、ばくらまだ生きていますから、大臣はどうかわからぬけれども、二十一世紀ですからね。

○志村政府委員 国土建設の長期ビジョンにつきましては、先生御指摘のように、たしか昨年の夏に私も作業いたしまして、案を作成したわけでございます。これは私も建設省内部における作業でございます。二十年後の人口なりその他の推計、あるいは国民経済の発展等につきまして、人口問題研究所とかあるいは経済企画庁などでいろいろな発表をいたしております。これらの資料を援用いたしまして、ビジョンとして一応作成いたしましたものでございます。

川に關しましては、その中にはっきりどういふふうにするか、ただいま資料を持ち合わせておりませんので明確ではございませんが、わが国の現在の河川における年間の災害の額が、二千数百億円に達しております。さような災害の状況をできるだけ少なくする。国民総所得との対比状況をできれば現在のアメリカ並みぐらいまで下げてまいりたいという一つの目標をもちまして、二十年後のビジョンを一応描いているわけでございます。ヨーロッパなどの川におきましては、日本の地形とだいたい様子が違いますが、災害の額はきわめて少のうございます。地形的に多少近似いたしておると申しますか、川の性格が多少似ているアメリカぐらいまでは何とかしたい、そうするとどういふふうな投資が必要だというふうなこと、ビジョンを描いたわけでございます。

○大出委員 二十年後の日本の国土なるものを建設省の想定されているように見ていきますと、これはいま冗談を言ったように、あるいは二十年後ということになると、この世にいない人もいるのでしようが、私は若いものですから、二十年後ぐらいまで生きるだろうと思っておりますので、そのときに――昨年の八月に建設省はこういうものを出した、それをどこでもさわらずに国会は過ぎていったというの、せっかくお立てになった構想なんだから、もったいない話で、ここで論議しておいた、二十年たつて国会で、私は二十年前にこういうことを聞いたのだけれども、なるほどそうなったということにならなければ、世の中はしあわせにならぬわけですからね。大臣は長生きの相がおありになるから、二十年後まだ健在かもしれぬけれども……。

何しろ人口のほうはあまりふえないことになっているのです。二十年後でも一億一千六百万しかない。私は、どうも最近の傾向を見てみるともつとふえそうに思うのだけれども、人口のほうは二割増、工業生産が現在の六倍になる。国民所得は四倍にふえちゃう。そうして自動車なんてのは、一世帯に一台は必ず置いてある。全国では三千万万台をこえるというわけです。車が持てるようにどこにどの住まいもで上がる。車が置けない、車庫がないなんていうところは、ほんの少数の貧民街だけになる。こういう構想なんですね。かくて商業地区には高層建築が建ち並んで、大団地が至るところにできて、住宅なんというものは、一人一室のほかに家族にう一つ部屋がでけるといふわけです。これを見ると、そういう住宅でなければ住み手がなくなるだろうというわけです。たいへんりっぱなことになる。それは二十年ですから、世の中これだけ早く変わるのですから、あるいはそうなるかもしれません。ところが、そうす

ると、道路もすこいりっぱにならなければならぬことになるのですが、川を治めなければ、中国の歴史のいじやありませんけれども、政治をやっていく人の立場としてはまことに政治家でないことになる世の中なんです。川を治める方法はきわめて片手落ちだという気がする。説明すると長くなるからやめますが、そこで私は、立てておられる河川五十年計画とか、あるいはそれから先の五十年計画の構想などというものを改めていただきたい。いまお話がございましたように、たいへんな被害です。これはつまり人が手を加えれば、この災害は防げることは目に見えてくる。にもかかわらず、何もしないのですから、あるいはやっても遅々として進まないものから、だれにでもわかつていられるにもかかわらず、年々浸水、溢水も至るところにあらわれてしまつて、被害額幾らなんという事になつてしまつた。したがって、私は、河川問題にも少し皆さんのほうで本格的に取り組む気持ちがないのかという事を、まず承りたいわけでありまして。

○西村国務大臣 私は答える資格がないのですが、せつかくのあれですから。戦後二十年、一番先公共投資をしたのがやはり河川です。というのは、やはり国土が荒廃しておりましたから、それで家を建てても流されるということで、いままで二十年間に投資した河川改修は、大体一兆七千五百億くらいです。しかし、最近はまだ河川がほかの意味において災害を受けるようになって。そのほかの意味というのは、やはりどうしても河川の流域に、しかも中小河川の流域に人口が集まる、産業が集まるということ、いろいろな国土が農業構造改善とか何とか言つて山を切るとか、あるいは山にブドウ畑をつくる、ミカン畑をつくるというようなこと、ちょっと雨が降れば、いわゆる集中豪雨ということで非常に荒らされる。これは昔もおそらくなかったわけではないので、私は和達博士に尋ねた。最近だけ非常に集中豪雨があるかと言へば、いやそんなことはない。昔もあつたけれども、その集中豪雨を吸収する土

地に力があつた。いまは力がないのだというふうで、いろいろな関係でもつて変わつてきておるのでございまして。したがって、河川の見方をここで改めて、しかも現在非常に訴えられておることは、都市における中小河川の改修でございまして。これはどこもどこも埋めてしまつた関係上、排水といふことも、停まないということが一つの非常に大きい被害になつておるのであります。これを直すのは、実は小さな川でも、そのもとから直さなければ、そこだけ直すというわけにいきませんので、ばく大な金が要るわけでございます。したがって、建設省といつたしましては、一応四十年から四十五年までの五十年計画をつくつて、一兆一千億ほどをつぎ込んでおります。その事業は予定より進んでおるわけでございます。ちやうど三年目でございまして。やはり現在困つておる中小河川の改修をするのは、どうしてもある時期に——やはり一兆一千億円の規模ではやれそうにないといふことを、現在は思つておるわけでありまして。したがって、この五十年計画をいつ改定するかといふことは、今後十分検討して、河川の対策に臨みたい、かように考へておる次第でございます。

○大出委員 大臣からきかめて建設的なお話が出ましたので、私は実はこの設置法に反対という立場でございまして、この二十年後の、つまり国土構想なるものについても、ぜひぶんと上げなければならぬポイントがございまして。ございまして、できるだけ時間を節約して協力を申し上げようという実情は中身でございまして、そういうときにはあつさりしておきたいという性格なんです、よけい申し上げませんが、ただ河川五十年計画なるものでもいろいろ構想を立てられますけれども、どうしてもいまいへんなことになつていふという河川について手当がでない。そうすると、別ワクでやはり何かそこで考へていかなければ、これは五十年計画なんだが、何々水系はこことここがこうなつていふんだから、ほかのほうはだめだ、こういう機械的なもの考へ方では、私

は事が進まないと思うのです。だから、まずそこををひとつ考へていただきたいのです。そこで川のはらん、それによるたいへんな地域住民の被害、この責任は一体まずどこにあるのかといふことを、一級河川、二級河川といふものがありますけれども、それとまず河川法もございまして、〇多治見説明員 河川のはらんにつきましては、一次的に河川管理者が責任を持つということでありまして、御承知のとおり一級河川、二級河川ございまして、一級河川につきましては、建設大臣が管理者になつておる、こういうことでございまして。

○大出委員 したがって、そういう意味では国の行政責任ですね。建設大臣は行政長官であるわけですからね。ということになると、私は神奈川県におりますから神奈川県の事情が一番よくわかるのでございまして、神奈川県に河川協会というものがつくつてあります。それから神奈川県中小河川改修促進期成同盟会なんというものもありまして、それから鶴見川矢上川帷子川改修促進本部といふものもつくつて、従来からずっとやつてきておるわけですね。ところで、昭和四十一年の六月二十八日、昨年の六月二十八日であります、台風四号でたいへんな被害を神奈川県の場合は受けたわけですね。特に横浜市が中心になつておる。関東ローマンなんという土地柄でございまして、川はまたらにはらんしてしまふ。県下で被害状況を言いますと、浸水戸数三万六千六百戸です。さらに農耕地は三千七百ヘクタール以上冠水流失、というのでありますから、流れてしまつたわけですね。それから横浜、鎌倉両市には災害救助法が発動されました、たいへんなことになつたわけですね。これは三十三年の狩野川台風というのがございました。あのときにもたいへんなことになつたわけですが、その後の三十六年の集中豪雨、さつき大臣がちょっと言つておられました、これを上回るような大被害になつてしまつたわけですね。これは、本来なら、被害度からいって、集中豪雨等に

比べてそこまでの被害がなせ起こるかといふことに私自身が首をかしげる程度なんです。ところが、横浜といふところが特にひどいといふのは、さつきのお話の宅造なんですね。横浜というところは、最近一年間で茅ヶ崎よりちよつと多い町が一つずつ市の中にふえるといふわけですから、一年に十二万ふえるわけですね。そのうち、宅造をどんどんやつて、宅地を急造するわけなんです。したがって、さつき大臣のお話の、水を吸収する力がない。それでどういう結果になつた。そうすると、そういう地域に対しては何か特別な手当てをしなければならぬ。別な面で宅造についても何らか規制をしなければならぬ。ですから、いま建設業者の方々に言わせると、横浜くらい宅造その他がうるさくてつちもさつちもいかにないところはなつておる。そのくらいうるさくしていても、なおかつ現在の法律規定からいへば、最終的には認めざるを得ないのでございまして。そうすると、どんどん宅造が行なわれる。水の吸収力がなくなる。だから、狩野川台風あるいは集中豪雨よりも少ない雨量であつたにもかかわらず、たいへんな被害度になつてしまつた。今後はますますその傾向を強めようと思つた。そうすると、そういう地域に対する対処のしかた、河川に対する対処のしかたといふものは、単なるいまの五十年計画の筋書きどおりで進めておりますでは、私は事が済まないと思つた。そこには何かが変わつておるべきです。そうすると、そこには何か別の手当てが必要じゃないか。おそらくそういう陳情が出ておると思つたのでございまして、でも、何か河川五十年計画のほかに、たとえば鶴見川水系、帷子川、柏尾川等、激甚な被害を受けておる都市河川の整備については、新五十年計画の別ワクによる予算措置を行なつて、向こう五年以内くらいに開けていく分野とテンポを考へてみると、何か手を打つていただかないと、集中豪雨の半分くらいの雨量しかなくても、先般のよう

な被害が起こる。だから、そういう意味のところは横浜だけかどうか分かりませんが、あるいは神

○大出委員　結論を急いで申し上げますけれども、私は、この河川五カ年計画のワクを広げる、あるいは予算をふやす、五カ年計画のたてまえをくずすわけにはなかなかいかぬと思う、五カ年計

画といふ計画を立てている以上は、だから、その中身においても、いまおっしゃる通りに、もう少し、大臣もさつきお認めになつておるけれども、そのものずばり川の問題、都市の中小河川の問題、内水の問題、宅造の問題等を並べて、みんなこれは建設省の所管事項ですから、それを三つうまく進んでいくようにバランスをとつていただくかぬと、片手落ちになつて地域住民が迷惑するということになる。特に実力大臣西村さんのことですから、何とかそちらを在任中に御検討いただきたい、こう思いますが、いかがですか。

○西村國務大臣　まことに仰せのとおりでございます。実は黄兵は——私も、黄兵についてある

河川を手がけたのです。初めは十億くらいで直せるかなと思っただんだん聞いてみると、一河川で四、五十億もかかるというふうで——これは横辺周辺は、御案内のように住宅が立て込んでいます。住宅が立て込むと、下水の問題になる。これはど

うしても河川は下から直さねばけません。したが
いまして、一河川直すのにたいへんな金がかか
るといったことでびっくりして、私自身が手をや
いて投げたのです。いまあなたのおとしやるの
は、住宅と河川と下水、仰せのとおり、下水はそ
う、河川と違って、まづ河川はよくとどろいて

に――水はいま量だけでございます。質がよくない、絶対下道にだめでございますから、河川に沿う流域、下水道についても力を入れなければならぬ。要するに、御忠告を受けますことは、住宅と下水と河川について総合的な規模で

やったらどうか、こういう仰せでございますから、今後十分これは力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○大出委員　これは神奈川の特殊事情を申し上げるのですが、河野一郎さんが建設大臣を長くお

議員を始めて間もなく、神奈川の期成同盟の方々がたくさん陳情に來られて——當時はいまと違ひまして、建設大臣から法案が出てくると、声がかかっておつき合ひすることがよくあった時代です。そこで、神奈川の県市会の方々に頼まれて、大臣と一緒にいらしたら、直接その席で河野さんに、神奈川の予算内容をほかの県と比べてみると、まことによくない、だから、何とか他県との均衡をとる程度までは予算化してくれと頼んでくれぬかという依頼を受けた。なくなった方のことを言うのは恐縮なんですけれども、私は西も東もわからない男なんですけれども、河野さん、ともかく神奈川は数字的に調べてみるとひどいじゃないかという話をすればいい、いや大出君、この間も県市会の方々のほかにも一緒にあらわれて、何とか解決してくれと言ったが、ばかもん、帰れ、内山知事が手をつけて頼みにこない限り、おれは見てやれぬ、こう言った。こういうわけですね。私は直接世の中の政治というものは——神奈川県知事内山さんと河野さんの仲の悪いことは天下周知の事実だけれども、犬とサルのように仲が悪いのはわかってはいるけれども、ここまででもないことになっているのかと思つたのだけれども、いま河野さんも御案内のとおりだし、内山さんも知事をおやめになったわけですから、かつての関係はいま処理がついたわけですから、ひとつこのあたりで、やはり他県並みに見るところは見えていたかないと——他に比べて神奈川の場合には、横浜のような土地をかかえておりますし、湘南各都市の人口の伸びというものはたいへんなものだから、その地域に鎌倉を含めて、少しお考えをいただかないと、これはにっちもさっちもいかない。私は事実をありのまま申し上げるのだけれども、そういうどんな発展をする都市近郊の河川に対するもの考え方というものを、もう少し積極的に検討していただきたい、こう思うわけです。これは私のお願いなんです。そこで、実は鶴見川水系の中に早淵川という川があるのです。綱島というところから、——東横

線の綱島ですから、大体の方は御存じだと思つたのですが、あそこから高田、あるいは荏田というふうにずっと流れていく、横浜線沿線のほうに流れていく川です。逆に言えば、横浜線の沿線のほうから綱島のほうへ流れてくる川ということになります。この早淵川の周辺の町内会の人々が、至るところに避難場所をきめて、町内会で集中豪雨あるいは台風等に備えての家族子供の避難訓練をいまでもやっているのです。どここの町内会は何ミリ以上の雨が降ったらどこどこに避難すると、みんなきめてあるわけです。子供さんが朝学校に行くときに、雨が降っておいたら帰りはうちに入れないかもしれない。その場合に、学校に電話をかけて打ち合わせをする。学校から子供さんが帰ってくると、道路、住宅が川より低いものから、川になつておつて入れない。こういう状態に至るところにあるわけなんです。そこで、私も見るに見かねて、連合町内会長にいろいろ聞いてみたところが、連合町内会長が中学生のころから、この周辺については、江戸時代からの話を聞いていると言ふ、川に手を出す政治家はろくなことはないといわれるのだ。だから、地元で市会の方々が、なかなかそこに手を出さない。水利組合がばんきよしておつて、なかなか手が出せない。そこで、しかたがないので、まず調べようと思つて、横浜市の農政局に聞いてみた、農政局でも早淵川というものの河川計画がどうなつていくかわからない。ところが、私がこの国会議員の席を得るようになるころには、その早淵川の周辺に棒が立って、河川の拡張工事をやるから、この周辺に家を建てるものはそのつもりで建てろという川崎の例の河川工事事務所の札がたんと立っている。それが一二年たつたら、東急住宅の宅地になつて家が建つていく。そうすると、これは水がいつも出るのを知らないでみんな買つて入つてきた。そのころになつたら、立て札をとつてしまつて、みんななくなつてしまつた。こういう状態になつていくところなんです。私は、そこで、しょうがないから、今度県の河港課へ行つて聞いてみ

たら、県の河港課でもどうなるかわかりませんと言ふ。予算としても年間百五十万くらいしか組んでいない。何に使うのかと言つたら、河のけががくづれたらそれをもとに戻すだけの予算だと言ふ。そこで、しかたがないから、川崎の河川工事事務所へ行つて聞いてみると、ここでもわからない。しかたがないから地建の伊藤さんに聞いてみると、いやこれは実は五カ年計画に入つておりませんと言ふ。それではその五カ年計画はどうなるのかと言つたら、その想定予定地にも入つていませんと言ふ。それじゃおおよそ十年はだめだということになるじゃないかと言つたら、そのとおりだと言ふ。そこで、この両三年何カ月ずつと續けてこの問題で、地建の諸君にも、事務所の諸君にも、県議の諸君にも話して、いろいろやつてみた。そうしたところが、明らかになつたのは、早淵川という川に大橋という橋がありましたが、管理は県にまかせるのだけれども、工事は国がやるというふうになつていくのです。ところが、そこから先は早淵川、そうすると、まんなの五百メートルくらいは片側堤防の計画が立っている。片側は昔は山だった。いまは山じゃないけれども、昔は山だった。山だからいいじゃないかというところで、片方だけ堤防をつくるということにして改修計画ができた。改修計画が、どういう理由でできたか知りませんが、公表した時期がある。だから、工事をするといい札が立つた。ところが、予算事情その他からだんだん変わつていって、計画が立つたまま、予算がつかないでなくなつてしまつた。だから、立てた札はとつてしまつた。とつたその時点で、東急がそれを建て始めた時点で、ほんとうは川が広がる予定になつてた。勘ぐれば切りないですけれども、そのところを宅地をやつて水が出た。水が出たけれども、うちを建てて建て売り住宅にする。一面からすると、そういうところとあわせて、何か政治的な問題があつてその計画が消えてしまつたような気もする。そういう事情です。そこで、川の

中に古い木のせきがある。ところが、四月ごろになると、せきを張つて田に水を入れるのだが、このせきを張つてしまつと、近代的な巻き上げせきではなく、裸で入つてふんどし一本になつて上げるせきだから、雨が降ると、小さなせきの上の水が流れる。だから、農業用水がそこで逆流してしまつて、みんなあふれてしまふ。こういうきわめて旧態依然たるせきがまだにある。それで水利組合に聞いてみると、水利組合の諸君は何と言ふかというといふ、いまはたばはほんのわずかで、みんな売れてしまつた。あとから入つてきたよそ者が水が出て困ると言つても、これはおれたち先祖伝来の土地だ、こんなせきに金をかけて直せるか、ふざけるなと言ふ。いまだにそのまま水が出ていて、しかたがないから、関東地建の方々を説き伏せて、ポンプを二台つけて、あふれた水を川に戻す。それは、ポンプの反対側のほうには排水溝がずっと出てきておるけれども、それを上まで抜いて、遊水地をつくつて、そこから大きなポンプで矢上川に水を戻す。たいへんな金をかけて水を戻す。こうやっていると、ところが、これも百ミリ前後の雨ならばそれでいいが、ところが、それをこえると、せつかくやつたポンプの出力では抗し切れない。したがつて、日常の普通の雨ならば何とか子供さんも学校からうちへ入れるけれども、台風とか豪雨などの場合は、さつき申し上げたように全然だめで、避難です。こういうことなんです。これが五カ年計画に入つていないという以上は、どうにもならぬ。それが続く。そうすると、あの周辺は何町内会もそういう状態なんです。政治が行なわれている以上、あつてしかるべきだ。十年間わたり切つていくことが、これから先まだ続くのでは、たまつたものではない。これは具体的な例なんですけれども、ここだけに限らず方々にあります。こういう問題については、いまみんな困つていふ。その問題を——これは市の責任でもないです、市がやらなければならぬという法律規定はないのだからね。県といつても、県は大橋から五

百メートル先の地点から向こう。あとは、国が予算をつけない限りは、県はどうもならない。市も県もどうにも手の打ちようがない。だとすれば、国が何らかの措置を講じなければ、市も県も動けない。ここあたりは、県体的に例をあげたのですが、川という本質的な問題がありますから、冒頭に申し上げたのですけれども、こういうようなケースは全国いろいろあると思うのですが、一体建設省という責任官庁の立場から、五カ年計画、新五カ年計画はさておいて、どう対処しようというのか、聞かせていただきたい。

○多治見説明員 たいだいまの早淵川の問題でございますが、いままでお話のございました当時の経過をたどって申し上げてみたいと思ひます。ただ一点調へましたところで違ひます点は、くいを打ったというお話でございます。いろいろ調べました結果、当時あそこ土地を買った所有者から、もし堤防をつくるとすればどこへ堤防をつくるのだ、その位置を示してくれという要請があつて、堤防をつくることとすればどこまで、どこまで堤防になるというようにことを表示するためにくいを打ったということではあつたやうでございます。その後、それについて建築の制限その他の制限を表示したということは、全然記録にございません。地元の地主の要望で、ここまでは堤防になりますというのを示したことはございます。それを表示するくいを打ったというところはございます。

それから五カ年計画の問題でございますが、昨年の四十一年の四号台風で鶴見川が非常に災害を受けまして、あのときの工事施行の緊急度について再検討する必要があるということで、事実再検討を始めた。そのときに、早淵川の問題につきましまして、四十二年度予算の総額、鶴見川の総額についてはきりきりした数字が出れば、その額によつてどこまでやれる、どこまでやれるという順序をつけてやっております。その結果、四十二年度六億五千万の予算が鶴見川につくということになりましたので、その六億五千万という金額からはじいていきますと、鶴見川の改修もできる、早

淵川の改修もできるといふことになりまして、それじゃ早速にやろうということで検討を始めております。

○大出委員 昨年の皆さんの計画の中に、いま例にあげました片側堤防になったところ——むちゃくちゃな話なんですね。山だから、向こうは堤防は要らないというんで、こっち側だけ堤防をつくるというおたくの計画。ところが、こっちは山がなくたって、うちになつてしまつた。依然として計画は片側堤防です。ところが、私がやましく言うものだから、去年やつと片側でなく、両側堤防をつくる計画はできた。計画はできたが、予算の配分がきまらなかつたので、それはそれでいいから、計画だけです。これは御発表になつていないから、世の中の人には知らないですよ。知りませんが、しかし、それが現実には片づかない。だから、私が言ったように、緊急に手を打つべきなんで、さっき大臣が言ったとおり、川は下からやつていかなければいけないから困るんです。川というのは、いろいろ地形が違いますからね。そうすると、この地点に農業用水のためのせきを張る。このせきは一本張つてしまつたら抜けなおるのです。台風の時期も、そこから上は水は段層になつていゝるんですから、その上を水が上から流れて落ちるわけですから、そうすると、どうしても手がつけられない。開閉式の農業用水の入口なんだけれども、こちの排水が、逆に開いて水が抜けていゝつちやうわけです。だから、荏田住宅の周辺が川になつてしまふ。何しろ一間くらいは堀になつて、そして橋がかかつて、メダカが四、六時中泳いでいる。こういうばかげたことにしておいたんでは、とてもじゃないが話にならぬ。だから、そういうようなところは、その堤防の幅をほんとうにするなら、せきの改修は原因者負担で皆さんがやる。せきの改修さえできれば、こちら側に排水溝を市が金をかけて思い切つてやるときめておるのだけれども、せきが一年じゅう張つてあつたんでは、こちらにあふれてくる水を排水溝

に流したんでは、この排水が天上川に流れてくる、と、南瀬島から南日吉のほうの住宅が浮いてしまふ。だから、そのせきを何とかつり遊水地みたいなにして、堀をあけるようにしてやらうとか何とかしてやらなければ、水位との関係で現実につくりようがない。だから、それは皆さんのほうで調べればわかるんですから、緊急に必要なところは、どうせやるんだから、手を打つていかなければ、せつ々ある予算をこま切りに使つていくのは、そこらあたり少し考へていただかぬと、十年間これから毎年秋を目がけて女房、子供に避難訓練をやらしていただくことは——あの周辺はたいへんな人口なんですから、どんなふうしてしまふんですから、川の両側でなければ。そういう形は、私は、そのときの政治の責任において、とるべきじゃないと思ひます。だから、せつ々いまいのお話が出たから言うんだけれども、どうかもう少しこれは詳細にお調べいただいて——それは私やかましく言つていゝるものですから、京浜工務事務所のはうは、最近知つていゝる方もあるでしよう。三年ばかり前は、何べん聞いても知らない。関東地建でも知らない。たまたま伊藤さんにかつて建設省の河川局の人が地建局長になつて、こままでのことがよくわかつた。こういうことでは困るので、ぜひお調べいただいて、何と言つても地域住民の——五百や六百の人じやないんだから、あつたの連合町内会全部の騒ぎなんだから、そういうところは考へていただかないと困る。こう考へますが、具体的にひとつ前向きで——やらなければならぬことはたくさんあります。う。ありましようけれども、懸案事項だから、これは神奈川県だつて、横浜市だつて、何とかしてやらなければいゝかぬというところはよく知つておりますけれども、そういう点も含めてよく御検討願ひたい。

○多治見説明員 いまの早淵川のお話については、よくわかりました。先ほど申し上げましたように、四十二年度予算がついて最近決定いたしましたので、その中に含めて検討いたしております。

事務的な検討は進めておりますので、予算の額さえきまれば、それを実施に移すだけでございまして、わりに早くできるというふうに考へております。

それからせきの問題につきましても、水利組合との管理の問題が若干残つておりますが、その点も解決できる見通しでございますので、それも早急にやりたい、こういうふうに考へております。

○大出委員 最後に、宅造の問題ですが、もうはらはらするんですね。どんなマンモス団地をつくるというところで、宅造が進む。いまの川の上のほうに荏田というところがある。荏田団地、市長がずいぶん押えてきた。その荏田団地をつくられると、雨が降るたびに横浜線の沿線のほうから水が幹線道路を押し流してきて、そうしてそれがいま申し上げた綱島の周辺に水が一ぱい来てしまふ。それは目に見えておるわけですね、どんな宅造が多く進んでくるに従つて。それを一生懸命押えて、横浜市長以下、業者の諸君に悪口を言われながら押えてきた。ところが、いまの法律規定から言えば、押えようがないのですよ。いま市長のあれも、向こうがやつてしまえば押えようがない。そうすると、押えようがないから、許可をする。許可すれば、ますます水がたまりの範囲が広がる、こういうわけですから、宅造についての何かの規制をもう少し考へていただかぬと、法律規制がないところで市や県がやるうとして、市や県の理事者の責任だけではせきとめようがないのです。だから、そこらのところをもう少し御研究願ひたいのですけれども、何かそこらの宅造その他についての全体をながめた上での、どういうふうにするかといううなことにしている法律規制というものを考へてしるべきだと思ひますが、何かそういう点についてのお考へはないですか。

○志村政府委員 宅地造成に關しましては、先生御指摘のような問題等もございまして、従来は野放しになっておりましたが、宅地造成等規制法という法律をつくりまして、危険宅地につきまして

チェックをしてきております。その後危険宅地だけでなく、一般の宅地を開発する場合に宅地造成事業法——非常に似た名前でございますが、そういう法律を国会のお許しを得まして施行いたしました、個々の宅地造成事業についてチェックするということにいたしております。御指摘のとおり、それだけではまだ足らぬだろうというような問題があることは事実でございます。さような問題につきましても、一体市街化する地域と市街化を抑制せねばならぬ地域というふうな区分をいたしまして、市街化するべき地域につきましても、ちゃんと市街化すべき地域ができるような宅地造成をして、市街化を抑制すべき地域については、原則として市街地開発、宅造というものを禁止するような方向に持っていくことが必要であらう、かように考えておるわけでございます。それらをチェックする手段として、開発許可制度というふうなものも考え合わせねばならぬ。さような意味合いにおきまして、宅地審議会等におきましても、だいたい長いこと検討いたしまして、答申をいたしておりますので、それらの問題に関連する法制等について、できるだけ早い機会に国会に御提案できるように、ただいま準備中でございます。

○大出委員 つまりその地域だけをとれば、危険地域じゃないんですね。宅造をやったからといって、がけがくずれるわけでも何でもない。終末処理もできる。個々にチェックするといつても、しよるがない。ところが、そこを宅造してしまえば、その地域はそれで済むけれども、河川改修その他の関係が終わってない、そのための水の流量というものを考えると、それから下のほうの水がたいへんなことになる。だとすれば、その河川改修が一応手が打たれても、この地域の宅造は何年何月以降でなければ認めないということができるようにしていただくかぬと、バランスがとれた進め方にならぬ。中小都市河川と幹線下水と宅造と、こう並べてみたときに、バランスがとれないところ、大きな問題が起る。だから、大きな目で見た、これはある意味でいえば、土地利用計画

あるいは都市計画の問題になりますけれども、そういう立場でもう一考お願い申し上げたい、こういう趣旨でございます。

それで、次に簡単に承りたいのですが、建設法の改正の問題で二、三年、各所がたがたしていろいろですね。一人棟梁、一人大工、あるいは左官の諸君、あるいは材木屋さん——材木屋さんというものは、大工さんに材木を主として売っておりますから、業法規制が強くなって許可制度に切りかえられる、そうすると、確かに法律条文の改正という面からいいますと、たいした変わり方ではないのですけれども、いまの建設法の三条がなくなる勘定になる。そこで、これは建設法の中央建設業審議会が一応まとめたところと称される案ですが、ここにございまして、これでいいますと、政令にゆだねる部分、この中にだいたくさんある。そこらについて、つまり政令の中身というものはこうこういうことにしてもいい、たいなどという意見も、いろいろ皆さんのほうに言っている。そういうものを見ると、これは二年間の実績が二千万なければいかぬとか、あるいは有資格者、試験受けて一級建築士なら建築士になつた方が三人以上なければいかぬとか、五人以上使つていなければいかぬとか、そうでなければ二百万以上の工事はさせないとか、そういうふうな規制を個々にやっていくという中身が出てくる。というこのために、これはひとつ間違つて、一人棟梁、一人大工式なのところは、これはこそぐり仕事をやるについてもたいへんなことになる。という、つまりどこかの下請でもやっていかなければ、自分じゃやれないということになる。背景はいろいろなことがあるのは、私も三年ばかりつき合っているからわかつていゝんですけれども、そういうものの考え方というものは、さつき私申し上げました二十年の先を見通したこの計画でいきますと、材木なんというものは、単価が高くてしょうがなくなくなつたから、あんなものはいいかげんでだめになつちゃうんだ、そのときにいければ、金属製の建築資材を安く使えるようになるんだ、そうすると、金づちでくぎの頭をひっぱ

たいしているのは要らなくなるということになる。そうすると、二十年の先を見通したというのを見ると、本質的に建設省ではその構想が立つて、そうして業法改正がとりあえず審議されている。そこに生活の問題、生き死にの問題があるというところで、大騒ぎが起つていゝ。だから、集まれと言つたら、神奈川の体育館に一万人集まっちゃうということになる。その中には、大工さんばかりじゃない、材木屋さんから、畳屋さんから、みんな集まっちゃう。そういう騒ぎが至るところに起つておられますから、聞きたいのは——こう聞いて、ちやいけないうちのかわりませんが、この業法審議会から結論が出てきて、国会へという段階を迎えることになるのか、ならないのか、中には個人立法で出したい人もいゝようだけれども、そこら

のところはどうか考えになりますか。

○志村政府委員 ただいま御指摘ございました建設法の改正の問題でございますが、この問題につきましても、一昨々年でございますが、各業界から御意見がございまして、建設業審議会に意見書の送付が約九団体からありました。もちろん、いわゆる大手関係もございまして、全建総連というふうな一人親方の団体からの御意見等もいろいろ出てまいりましたので、さような御意見に依りまして、建設業審議会におきても議論するということ、一年有半にわたりました議論いたしております。いろいろ問題複雑でございますので、まだ結論に達していません。しかし、要は、一は登録制の問題、もう一つは下請制度の問題でございます。下請は、建設業である限りは相当の下請をするのは各国共通であります、わが国におきまして、元請と下請の関係は、必ずしも合理的に、近代的に処理されていゝない。この辺にメスを入れる必要があるのじゃないかという点で、いろいろ議論をされております。と同時に、登録制度につきましても、先生御承知のとおり、現在の建設業法は、技術者が一人おればいゝというところになっておりまして、しかも名目的な技術者を適

当にお雇いになって、事実上建設業法でなくて、兼業的にやっておられる方があちこちにおります。したがって、業者の数が十数万になる、非常に過当競争という問題等が起きております。片やほんとうに腕に職を持てゝゝる、若いころからたたき上げた方たちが、そういう中でかえつてアップアップするといゝ問題等があるのでございます。そういうことから、ほんとうに腕のある方だけが建設業に従事できるというふうなことのほうがほんとうじゃないかというたてまえで議論をいたしておるわけでございまして、大工さんや左官さんその他の方々を排除しようという御意見は、実は建設業審議会の席上でもあまりございせん。全建総連からも代表者が出ておまして、その面の主張も十分いたしておまして、そのよう

な見解はただいまのところはございせん。

なお、二十年のビジョンで、木材を使わなくなるといゝ問題でございますが、それらにつきましても、非常に資材面が高くなる、天然資源としての資材はどうしても高くなるので、これからコストを下げていくというためには、工場生産の資材を使いたいといゝふうなことでございます。いわゆる大工さんが要らなくなるなんといゝことは、一つも考えておりません。当然必要であらう。左官もずいぶん様子が違ひまして、こまを便つてやるというのじゃなくて、機械を使つてやる左官が一般でございまして、技能の形態も変わつてまいりました。したがって、従来の左官、大工さんのような、腕に職のある方は、大いに仕事をやっていただくといゝ考え方でございます。

○大出委員 ただ、登録制を許可制に変えた場合に、つまり建築技能試験を受けたりなにかする一級建築士なり、二級建築士なり、ございせん。これは非常に盛んで、いまお話の全建総連なんかもリーダーシップをとつて、学校をばいづくつてやつてゝゝるのです。夜なんかも、若い人たちが一ぱい来てやつてます。それは非常にいいことで、そういう趨勢をより高める必要がある。私は、そういうところには、もう少し国が——いゝろ

いろの人から金を集めたりなんかしながらそういう学校を開校して、私どももずいぶんたのまされるほうだけれども、手伝ってあげてくれるけれども、もう少しそれを公的な機関があと押しをしてあげて必要があると思ふ。ただ、そういう方々を何人以上なつてワタをはめたり、二カ年間の実績がこれこれなければならぬなんてワタをはめたり、資本金が幾ら幾らなければならぬというワタをはめたり、でなければならぬ以下の仕事でなければやれないなんてことをすると、いま論議をしておられても、制度改正から締め出されることになる。ここが問題なんです。別なほうじゃ、とんでもないいろいろなことを言っているわけだ。現にそうでしょう、政令の中身はこうしてくれなくてね、明らかに締め出しです。そうすると、オリンピック以降仕事がだいぶ減つてきた。大企業のはうが、五百万の仕事でも一千万の仕事でもいただこうというのになつてくるのは困る。逆に一人棟梁、一人請負なんてやつている人たちは全部吸収されて、どこかの下請にでも入つていってしまわない限り生きていけない。かくて大企業のはうで安く使えるなどというのになつたのでは困る。そういう制度的な面で、こういう意味の心配があるわけです。そこはどうかという問題ですね。

○志村政府委員 ただいまのところ、先ほど御説明申し上げましたように、議論の中身は、免許制に切りかえたらどうかという御議論が、相当強くなつております。建設業の免許を受けられるのは、先ほど申し上げましたように、実際自分で建設業ができる人、たのお金を持っている、資本金がある人ではだめだということで、資本金等によるチェックは考へておりません。ただ、非常に大きな、総合工事業といつてたくさん下請を使う、そして下請業者の賃金不払いとかその他のいろいろな問題が起きてまいりますが、そういうものに責任を負つてもらわなければならぬ総合工事業者というもののつては、相当厳重な資格を考へなければいかぬのじゃないかというふうなたてまえでござ

います。先生、御心配になるようなことはまづなからう、かように考へております。

○大出委員 電気工事事業法の改正、これは議員提案だと思ひますけれども、そちらのほうとの関連もあるわけですね。これも団体が二つに割れていろいろなことになるので、これをどうしていいか、似たような性格を持つています。だから、いま私が幾つかあつたところがポイントなんです、私は、やはりこの種のことは、現に一人親方的なことをやっている方々が、日本の特殊な建築構造というものを長らくそういう経済関係をつくり上げてゐるわけですね。その方々にひとつ大きなプレッシャーがかかつてはじき出されるという形は、現状ではとるべきでない、私はこういう考へ方を持つてゐるわけですね。大企業のはうの方方というものは、それなりに、利益を見つたつておわりのように、いまだに山ほどもうかつてゐるわけですね。だから、そういう意味で、これだけの大きな騒ぎに、家族を含めて、なつてしまつてゐるという現実をお見詰めていただいて、そのあたりはあまりとんでもない意見をお聞きにならぬで、慎重にお進めをいただきたい、こう考へてゐるわけですね。これは質問をする気になれればずいぶん長いことになつてしまふので、きつめて大ざっぱに——というのは、いま国会にお出しになれそうにない状態に見受けられるし、また、議員立法などというところでもないばかりのことにならぬように、そういうことを簡単に申し上げてゐるのですが、大体そのように受け取られるので、ぜひひとつ今更さういふことにとりあえずしておいていただいて、大臣を含めて、これは慎重に、たくさんさんの審議の方々のまことに生死の問題ですから、しかも大工さんだけでなく、畳屋さん、材木屋さんまで含めて大きな問題でありますから、そういうふうにお進めいただきたいと思つてゐるわけでありませう。その辺どうですか。

○西村国務大臣 いま局長は大体のことをお話ししました、最近私のところにも、兵庫県から左官、大工の方々が毎日のように陳情においでに

なっています。建設業法の改悪反対です。いま建設省といひましたは、建設業法が非常に古い法律でございまして、登録要件等も非常に簡単で、その結果によつて中小企業の倒産の中に非常に割合が多いのです。何とかしなければならぬ、こういうことは考へておられますけれども、いま建設省として確定した方向はまだありません。したがひまして、いまあなたがおっしゃいましたように、われわれとしては最も大事な左官、この養成も考へて優遇をしたいと思います。おやきに、これらの人を締め出すなどという考へ方は、毛頭ないわけでございます。したがひまして、建設業法それ自身につきましては、またいつの日か御審議を願うことはあります、これらの零細な方々に建設省といひましたは十分注意を払いたい、か

しては、この法律が総理府所管でもございまして、防衛庁等においてこの法律の解釈等も行なつてゐるわけでございますので、私どもから具体的内容等についてお答えするのは、差し控へさせていただきます。

○榑崎委員 おとといの質疑の際に残しておいた問題がありますので、話し合ひのもとで採決の間もきまつておるようですから、簡単に私の質問を終わりたいと思ひます。

せんだつてお願いをしておりました特別措置法の三条にいう「駐留軍の用に供することが適正且つ合理的」ということは、一体どういふことなのか、政府の責任ある見解をお示しいただきたいと思ひます。

○志村政府委員 過日御質問ございました際に、建設省に対して照会いたして回答があつたというふうな先生の御指摘ございましたので、関係方面を調べてみたのでございますが、書類上残つておりません。私どもとしては、書類上残つておりませんので、過日のお尋ねにはお答えしかねるわけでございます。

本日の問題につきましては先生のお尋ねでございますが、「適正且つ合理的」ということは、土地収用法に同じような文言がございます。その事業に使うのが適切であつて、しかもいろいろな場所が考へられるが、最も合理的であるというふうなことがと存しますが、それらの運用の実態等につきま

それじゃ時間がかかるようですから、約束と違ふのですけれども、防衛二法がいずれ当委員会にかかるでありますから、そのときにゆつくりそれはやりますが、それじゃ、このことだけをお伺ひしておきます。実はこの「適正且つ合理的」と判断するのは一体だれかということをお伺ひしたかつたのです。それからまた、それをお伺ひした上で質問を進めなくちゃいけません、大体お答えがわかつておりますから、日米合同委員会との関係はどうなつておるのか、これを聞きたかつた。さらに、そうすれば、この特別措置法の三条にいう「駐留軍の用に供することが適正且つ合理的」ということと、土地収用法の二条にいう「公共の利益」とどういふ関係にあるのか、これをお伺ひしたいのです。いま建設委員会に土地収用法の一部改正が出ておりますね。関係ありましよう。どういふ関係があるのですか。この二条と三条の——あなたは二条にこういふふうに書いてあるから、これを持つていったんであらうというふうな御答弁ですが、それじゃ土地収用法の二条の「公共の利益」と、特別措置法の三条にいう「駐留軍の用に供することが適正且つ合理的である」というのは、どういふ関係があるのですか。

○志村政府委員 土地収用法の二条に、先生の考へのおっしゃられるとおり「公共の利益」となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、この法律の適用ありということになつております

数をきめて、それによってペイ・ラインに乗るような料金のしかたになっております。しかし、あなたがおっしゃいますように、料金につきましては、もう少しほかにもあるかと思うのであります。と申しますのは、国鉄の話を例に出しました。つまり、どれだけの料金ならば収入が、一番よいあるか、料金と利用者の相乗積によってきめるという一つの方法はあるわけであり、また、せつかくつて、料金が低くて利用者が少なければ、これは目的を達しないわけであり、す。しかし、いまの方法の料金のきめ方は、建設費を何年かでペイするというたてまえをとって、来るわけであり、その料金につきましては、将来は都市のみならず高速道路がますます増えれば、一つの考え方として料金をやはり再検討しなければならぬ。また、いまの料金のきめ方は、おおよそ、たとえば今度は東名ができれば、東名なら東名の区間については一定の料金を取らなければならぬということですが、その場合、区間によって料金を変えたらどうか、利用者によって異なるから、というように考え方もできるのではありませんか。したがって、私は個人的に、利用者と料金との相乗積で、利用者が一番よいになる方法も一つの考え方ではないかと思っておりますが、現行のやり方は、その方法をとっておられないのでございますから、これは大いにその道の専門家等にお願いをしまして検討いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○山内委員 再検討されるということで、けっこうなことだと思います。これは研究されるべきだと思っております。

実は一つの例を申し上げますけれども、いまは何でもかんでもものの値上がりで、道路関係もそうですけれども、実は私は、モノレールを、羽田から立つとき始終利用しておるわけです。この物価値上がりのときに、あそこは、前に二百五十円のやつがいま百五十円です。前はこれだけの施設、もったいないと思うくらい閑散で

したが、いまは非常にふえておる。その結果が具体的にどういうふうに影響しているかは、私、資料もありませんからわかりませんが、直観的に見て、料金をあそこでも百円下げたということが、かえって収入を増しているのではないかと、そういう判断をしております。あとでまた資料をもらって、これなどはおもしろい研究だと思っております。で、お聞かせいただければと思っておりますけれども、このとおり、料金を上げるばかりが能てではなくて、下げて利用者を多くするということは、私はモノレールの場合に何かヒントを与えられているような気がするのではありませんか。そういう点でぜひ再検討をいただきたいと思っております。

その次に、ちょっと先に名前が出ましたが、今度の提案で、阪神と首都の二つの高速道路公団監理官が一つになって都市高速道路公団監理官になるわけですか。これは実体がないわけですね。都市高速道路公団というものは、こういう監理官をつくることにはたしていいの悪いのか、私は非常に疑義を持ったわけであり、たとえば西村さんが自動車会社の社長といわれた場合には、どこの特定の人だからかぬでしょう。それでいいと思う。どこかの会社の社長さん。ところが、これに日本自動車会社社長とか大和自動車会社社長と、頭に一つの固有の名称がつくということになりますと、これは必ずしも名をあらわす、実体がないわけですね。ですから、今度生まれる監理官が都市高速道路公団監理官となると、しろうとなら、だれでも都市高速道路公団というものがあろうという考え方は、これは常識だと思っております。どういふことで二つを削って、こういう特殊法人のない、実体のないものを頭に冠した監理官をつくったのか。そういう例がよそにもあるのか。特に建設省にはまだ道路公団もあるわけですか。それはどういふことになっておるのですか。

○鶴海政府委員 二人の監理官を一人に統合したという理由につきましては、先ほどお話し申し上げましたとおりでございますが、都市高速道路公団というものが現実にはないかというお尋

ねでございますが、これは確かに現実にはございません。詳しく言えば、首都高速道路公団と阪神高速道路公団の監理官ということになるかと思いますが、それを総括したしまして、現実には都市高速道路をつくるわけであります。東京及びその周辺と、大阪及びその周辺だけでございまして、それを総称いたしまして都市高速道路公団の監理官というふうなまとめた次第でございます。実体がないじゃないかというお話でございますが、現実には二つの公団をその実体として想定しておるわけであり、

○山内委員 それは提案の理由でわかっておるわけですが、それだからお聞きするのであります。これは、おそれる名刺の肩書きにそういう都市高速道路公団監理官という肩書きがついておたら、だれだつてそういう特殊法人があるかと思ふのはあたりまえでしょう。ところが、実体がない。それくらいだったら、都市なんというこぼれまで削って、高速道路公団監理官としたほうが、高速道路を少し知っておる人なら、阪神と首都があるのだから、両方やるなというこぼれはなるけれども、この固有の名称を頭につけると、これは小さいようなこととおそれ入りますけれども、やはりこういう法改正の最初ですから、私は削ったほうがいいと思う。大臣いかがですか。これはやはり偽名なり、詐称になりますよ。

○鶴海政府委員 いっそのこと、高速道路公団監理官としたほうがいいのじゃないかというお話でございますが、一般に高速道路といわれておるものには二色ございまして、名神高速あるいは東名高速といったような国土全体をおおうようなものをなす自動車国道と、それから局地的な大都市内の交通をさばくための都市高速道路と、この二色あるわけであり、したがって、都市内の高速道路の公団監理官といふと、また逆に、都市内の高速道路の公団監理官を設けておる監理官だといふ意味がばやけてまいりまして、名神高速なり、あるいは東名高速のようなもので監督するのは、都市の

高速道路をつくる公団の監理官、こういう趣旨でこういう名前をつけたわけであり、

○山内委員 名前というものは、子供が生まれたとき親も悩むものでして、しかし、これは大きくなっても恨まれたいようにやはり考えるべきだと思ふのです。私は、こういう特殊法人でない、実体のないものに固有の名称をつける考え方は反対です。だれだつて、そういう監理官といえ、特定の法人の仕事をやっておると思うのですから、二つ合わせるなら合わせるように「都市」と「の」でもつけたらまだ肩書きがいいかもしれぬけれども、どうもこの点は疑義があります。

そこで、そういう議論はあまり深入りいたしませんけれども、この設置法の中に、ちょっと疑義を感じるのですが、最初のほうには、監理官の仕事の範囲で、最初のほうには、「事務を管理する」と書いてある。あとのほうでは「事務を行なわせる」と書いてある。この区別はどういうふうになるのですか。

○鶴海政府委員 ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが、各公団監理官とも監督及び事務に関するものを行なわせるというふうな表現になっておりますが、前のほうとあとのほうの違いというのはどういふことですか。

○山内委員 設置法の五、第三、第五号の七、八、阪神と首都と二つを合わせて、そして「事務を行なわせる」、私は、この「行なわせる」の「な」の字は、あってもなくても行なわれないとは読まないと思ふのですけれども、それほど神経のこまかい、用語を正しくやるお役所なんですから、これが必要かと思ふますけれども、今度は三条にいきますと、阪神も首都も道路公団のところは用語は同じです。こっちは、この「公団法の施行に関する事務を管理する」、こうあるわけですか。これは三条の五の七、それから五の八です。ところが、あとのほうでは、それが五の五には「行なわせる」となっている。「な」の字を入れることに訂正するならば、前の三条の五の七に書いてあるように、そのとおり書かれたらいいんじゃないか、こうい

う疑義を持ったものですから……。

○鶴海政府委員 「な」という字を入れたことでございしますが、これは法制局の方針といたしまして、この際改正する条文について改正するというところでございまして。

なお三条に「管理する」と書いてあって、五
条の二以下には「行わせる」と書いてあるのはど
ういうわけかというお話ですが、五条の二は、た
とえば五条の五でありますが、これは三条の第
五号の七に規定する事務、そういう事務を監
理官に行なわせるんだという趣旨でございま
して、そういう事務の中身が「管理すること。」
でございいます。三条の各号に掲げてあるのが
その事務の中身でございいます。

○山内委員　そうしますと、もちろんこの五条の五によつて本省の職員から大臣が任命するわけですから、これは、「任命」というこの「任命」は、別に公団に行く職員という意味ではないわけですね。

○鶴海政府委員　これはあくまでも建設省の職員でございますして、公団の職員ではございません。公団を監督するために建設省に置く職員でございます。

○山内委員 どうもいまの同じ設置法の中にある、同じ人がやるのに、片方では「事務を管理する」とあり、片方では「事務を行わせる」ということについては、官房長のいまの御説明ではちょっと納得がいかないのですが、もう少し事務的に御説明をいただきたい。

○鶴海政府委員 監理官に行なわせる事務の内容が三条の各号に書いてある事務でございます。事務の内容は「管理する」ということが事務の内容になっておるわけでございます。そういう事務を公団監理官に行なわせるという意味で「行なわせる」としたわけでございます。

○山内委員 どうもわかったようなわからぬ御答弁ですけれども、もう少し先に進むことにいたします。

今度用地部を中国地方建設局に設けられるわけ

でありますが、その前に、先般本省に宅地部を置いたわけですが、私どもは、あのときも、何といつても行き詰まっておる土地の問題解決のために、多少でもお役に立てばということで、むしろこういう機構の複雑になることをも排して、こういうあらゆる施策を行政に援助したつもりでございます。宅地部を設けて以来、どういう実績があらがり、行政面にどういう効果が反映されているか、それらについての御報告をいただきたいと思ひます。

○志村政府委員 宅地部の設置につきましては、諸先生の御協力、御援助によりまして、四十年九月に計画局の中に設置されたわけでございますが、おかげさまで宅地問題についてのいろいろな問題について宅地部の役割りを果たさせていただいておると考えております。

いろいろ仕事をやっておりますが、宅地に関するいろいろな制度の調査ということば、宅地部ができる前からやっておりましたが、宅地部ができましてから、さらに西欧諸国の土地取得制度の問題あるいは民間宅造の実態調査というようなことを進めております。また、その資料に基づく宅地審議会の地価対策についての中間答申、あるいは

地価対策関係協議会の基本方針の決定に対して、資料は役に立ったものと考えておるわけでございます。宅地開発事業の推進並びに規制ということにつきましても宅地部の所掌といたしておりますが、公的機関によります宅地開発事業におきましては、住宅公団による宅地開発あるいは住宅金融

成につきましては、規制につきましては、先ほどの
また、民間によります宅地開発事業の規制と助
成の推進をはかった次第でございます。

大出先生の御質問もございましたように、宅地造成等規制法あるいは住宅地造成事業法の施行等を行なうと同時に、宅地開発の区画整理組合の設立の認可、監督というようなことについても努力

をいたしてまいっておる次第でございます。同時に、民間の宅地造成の助成につきましては、地主さんがつくります土地区画整理組合に対します無利子貸し付け融資というふうなことにつきまして、累年わずかながらでも額を増大いたしましたし、宅地造成の推進にとめておる次第でございます。

次に、不動産流通部門の問題でございますが、土地建物取引業に関する法律の改正が三十九年に
行なわれまして、本年四月一日から全面的に登録
制から免許制に改められまして、これらの免許事
務切りかえの問題、さらには都道府県に対する指
導、業者に対する監督というふうなことにまとめ
ておる次第でございます。

宅地建物業者のいろいろな問題につきましては、各省とも連絡をとりまして、監督処分を強化いたしてまいりまして、昭和四十年年度では、千五百七十六件の処分をいたしてまいった次第でございます。

きましては、地方公共団体あるいは不動産業界の団体自身が宅地建物相談所を設置するということはきわめて望ましいことでございますので、これらにつきましても、その設置の促進を指導奨励いたしまして、現在地方公共団体によるものが八つ、業界団体によるものが七つほどできております。

さらになお、宅地建物の取引は一生に一度やるかやらないかという問題でありますので、いわば国民の側にとってもなかなかむずかしい問題も含まれるので、今国会には宅地建物取引業法の改正の措置をお願いいたしまして、公正な取引秩序の維持という点に力をいたしておる次第でございます。

なお、この法案は参議院先議で、参議院を通過
いたしております。

また、不動産の鑑定の問題がございまして、不動産鑑定評価の制度がわが国は非常に不十分でございまして、これを確立する必要があるというこ

とで、鑑定評価のための法律がござりますが、それに基づきまして不動産鑑定士の試験を九回にわたりにまして行ないました。鑑定士あるいは鑑定士補の養成、不動産鑑定制度の育成という点につとめておると同時に、これらの鑑定士等を利用いたしまして、地価調査というものを実施いたしておる次第でございます。

大体以上のようないろいろな問題の処理をさせていただきます。

○山内委員　今度の御提案では、中国地方建設局に用地部を置く、そうすると、あと残るのは北陸と四国だけになるわけですが、いろいろいただきました資料で見ますと、なるほど扱っている業務量は若干少ないようには思いますけれども、私量は、むしろこういう扱い件数とかなんとかいうものが少ないうちに対策を立てない、と、にっちもさっちもいなくなつてからどんなに機構をいじつても、問題は解決しないと思うのです。そういう意味で、四国、北陸だけを残しておくというのは、行政上のアンバランスもあるだらうし、やりにくい面もあるだらうし、地元としても非常に不便であらうと思うのでありますが、この点はどんなことになっておりますか。

○**鵜海政府委員** 各地方建設局を通じて用地事務は逐年ふえてまいっております。特に中国地方建設局におきます事務に関する機構の整備が焦眉の急でありましたので、同地方建設局に用地部を新設するといふことを提案いたしました次第であります。未設置の北陸及び四国地方建設局につきまし

でも将来用地事務の増加ということが予想されるわけでありまして、御指摘のように早日に法上の手配をする必要はあろうかと思いますが、なお今後の状況を考慮いたしまして、これから二つの地方建設局につきましても、用地部の設置につきまして積極的に検討していきたいと考えます。

○山内委員 残った二つも、この際一挙に秘は置いたほうが、むしろ――理由はもう先ほどちよつと触れましたから申し上げませんが、いいのではないか。あなた方が中国に置かれる場合

も、別に増員するわけでもなく、総体の面では、部内で配置転換を考へておられるので、別に北陸、四国を置いたからといって、そう増員要求もなさないでできるとすれば、予算もそうふえるわけでもないでしょうから、おやりになったほうがいいと思うのですが、これは行管で反対されたと聞いておりますけれども、行管のお考えはどうですか。

○大内政府委員 用地関係の業務量が逐年ふえてまいります。また、用地関係業務そのものの内容が非常に複雑でございますので十分承知しておるわけでございますが、地建の用地部の新設につきましては、三十六年度以来、その業務量の増加に応じて逐次認めておるわけでございまして、お話のとおり、四国、北陸につきましても、今回設置の要望が出たわけでございしますが、政府といえども、行政機構の拡大につきましては、できる限り最小限度の必要に応じてやるという方針をとっておりますので、今回業務量が最も伸びております中国地建に対してのみ置くことにいたしました。残りの四国、北陸につきましても、なお今後の業務量の推移その他を勘案いたしまして、私のほうといたしまして、前向きの方で検討したいと思っております次第でございます。

○山内委員 行管もさして反対がないような御答弁で、今後の業務の推移ということですから、それではこの地方建設局で取り扱っておる用地関係の件数ですね、どれくらいまで扱えば認めるとか、基準はあるのですか、ないのですか。

○大内政府委員 これはその金額だけでもいい面が多々あるかと思っておりますので、私どもといたしましては、金額面での基準というところまではきめておらないのでございますが、それぞれ業務の内容等を十分調査いたしました上で、認めるものは当然認めるといふ方針でいこうと思っております。

○山内委員 前向きな御答弁が出ましたので、これはこれぐらいにしますが、ひとつこれは大臣にちょっとお聞きしておきたいのです。

実はこういうもうどん詰まりにきてから、機構をいじったりいろいろな苦勞をされておるわけですから、やはり仕事というものは早目にやらぬと行き詰まっていかなぬと思うのです。ですから、四国や北陸も、取り扱い件数なんて言わぬで、もういまの体制はいろいろなことでも不合理があるし、ごね得れば地主はもうかる、そのうちに交通量は伸びてきておりますから、四国も北陸も同じ状態が出てくるのは何年かたないうちだと思ふ。いまのうちからちゃんと手を打っておかないと、やはり時代はよくないと思うのです。そこで、宅地審議会の答申もいよいよ出て、都市計画法の改正も出される運びになっておるのです。これがいつごろお出しになるのですか。見通しがありますか。

○西村國務大臣 ただいま検討中でございます。ぜひ出したいたと思つております。しかし、その企図するところが、非常に重大な問題が含まれております。つまり土地利用計画と申しますと、結局その土地の利用に対して私権の制限を相当に受けるわけでございます。しかもこの問題は、一町村、いまの行政区画では片づかない、各市町村にまたがるような広範な区域を包含しなければならぬので、法律そのものが非常に重大でございます。また、拡張の意見も実は相当にあるわけでございす。ただいまそれらの問題を調整しつつありまして、ぜひ出したいたと思ひまして、ただいま検討中でございます。

○山内委員 どうも大臣のいまの御答弁では、せっかく期待をかけた大臣の取り組み方の意欲が足りないと思ふのです。なるほど私権を制限しなければならぬ、公益優先というたてまえは一貫して貫かれない事情にあることはわかつておりますけれども、これは主管の大臣みずから、公益のために私権をある程度制限を加えてもやむを得ないと思ふのです。その立場に立つてこれは進められないと、私権のほうばかりに目を向けて、そっちに遠慮をしておつたら、私権といつても善良な人もあるけれども、それを利用して中に入っている

悪徳業者もあり、金持ちがたくさん投機のために用地をかかえ込んで、不当にやっておるものもある。それを私権を認めなければいかぬというので憶病になつていたら、こういう公益事業は成り立ちません。そこで、土地収用法となれば、先ほど植崎さんや大出さんの言われたとおり、大きな公益という概念の中にはたくさんあると思ふのです。飛行場を拡充するとか、あるいは軍用地の基地もこうだという考え方になりますと、国民は納得しない。しかし、宅地とか道路とかいうことになれば、これは私国民の得心がいくと思ふのです。ですから、公益優先といつても、公益優先の概念をもう少しきめこまかく下げていって、そして国民が疑義を持つような大きな飛行場の買収までも、一挙に私権を無視して国家権力で取り上げるといふような考え方でなく、これは分けて考えないと、こういう問題は解決しないと思ひます。

私がなぜこういう都市計画法を考へているかというと、地方を歩いて、実は私も道会の都市計画委員をやつたことがあるのですが、十何年も前に立てた都市計画がいまもって実行されてない。そして、それが用地としてあるいは農地として働いてるかというところ、もう草ぼうぼうなんです。農地なら農地で百姓がそこから生産を上げていけるならまだわかるけれども、片一方は捨てちゃって、持っている地主が横に寝ているのを起こさないために都市計画には手がつかない、そして荒地のままだに十年も捨てておる。早い話が、私もいま青山の宿舎におりますけれども、被害者の一人なんです。青山から国会に出るときは、前は十五分間隔でバスに乗ってきます。それがもうとてもあの交通路でもって間に合わなくなつて、そして時間をもっと延ばしている。それでもあつたの、青山一丁目からたいへん長い車の列がとまつておるのです。そして、ちょうど青山の宿舎のすぐ向かいにバタヤがいま道路の中でやっておりますけれども、あそこは都市計画の路線なんです。青山の宿舎のすぐ向こうの大学の研究所寄ります。しか

もあそこは墓地から出てきている空地なんです。家を立ちのくなくとも私はできると思つてゐる。あそこは都市計画で一本線路を引けば、車の運行からこういう困つてゐる自動車の交通の緩和にもなるし、なぜできないのか。自分のことですから言いたくない、私も聞きもしないで黙つておりますけれども、図面を広げるとちゃんとなつてゐるわけですよ。そういうふうになるところで都市計画がはらばになつて行なわれる。これではやはり私どもの生活環境というものをよくしていけないので、これは思い切つてやつて下さい。公益優先けつこうです。私権は制限すべきだ。もともと、土地というものを国有にしようというのが終戦後の憲法をつくるときの大きな問題であつた。あのときに政府がもう少し賢明な措置をとつていたら、土地なんというものは国有で、国民に私有権は認めても所有権は認めない。そうしたらもともと日本の民主化は前進したし、こういういろいろな障害というものは起こらなかつたと思ふ。非常に残念な機会をのがしたと思ふ。まあしかし、おくれでもやむを得ないと思ひますから、ひとつ勇断をふるつてやつていただきたいと思ひます。

それから、今度時限立法で設けられておつた宅地審議会が自然に消滅するわけで、その手続も法案の中に載つておりますが、これは答申を得ただけで、政府が法律を出せばそれでいいことになるのです。それとも、まだ残務があつてどこかが引き継ぐのですか。そこをちょっとお聞きしたい。

○鶴海政府委員 宅地審議会が消滅するわけではございません。審議会の本来の任務のほかに、期限を限りまして公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する事項の調査審議という仕事を付加しておつたのであります。これは期限内に答申がございまして、その答申に基づきまして政府として閣議決定いたしておるような次第でございまして、その仕事が終わりましたので、付加した業務をやめるといふ趣旨のものでございます。

○山内委員 さつき宅地審議会と申し上げたのは私の間違いで、公共用地審議会ですら訂正いたしておきます。

御提案の法案の中身はそれで大体尽きたと思ひますので、私の質問を終わります。

○關谷委員長 吉田之久君。

○吉田(之)委員 私は、大臣はじめ建設省の皆さんに、今後建設省が特に重点的に対処しなければならぬ二、三の問題について質問を行ないたいと思ひます。

まず、私の考えでは、戦後二十年余りたちますけれども、戦後最初の十年間は、わが国の建設行政は、いわば戦災を含む災害復旧に明け暮れておった十年であつたといふことができる。あとの十年は、ようやく公共投資に入り始めた十年ではあつたけれども、この公共投資たるや、最近の都市の過密化あるいは交通事故の頻発、こういったことに対処して、後手後手に回りながら、その現状をあとから追つかけている公共投資であつたといへると思ふのです。問題は、今後のわが国の建設行政は、そうしたあとから追つかける投資ではなしに、むしろ二十年、五十年後を見越して行なうところの先行投資に積極的に入っていくかなければならぬ段階になつたと思ふのでございませうけれども、まずこの点について大臣の所見を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 原則的にはまさにそのとおりでございませう。後手後手にいままではなつておつたのでございませう。したがうして、公共投資といひましても非常にいろいろな問題がございませう。しかしながら、つとめて先行投資でもつて有効に効果を発揮するようなものから公共投資を進めていきたい。もちろんこれは国家財政の規模等もありませうけれども、原則的には公共投資の先行に力を注ぎたい、かように考えておるものでございませう。

○吉田(之)委員 現にそうした考え方に立つて、地方自治体では先行投資を含むいろいろな総合計画あるいは都市計画を考えておるわけなんですけ

れども、特に最近人口急増の大都市周辺の都市、こういうところでは、先ほど山内委員の御質問にもありましたが、どうしても現在の都市計画法では現状に合わなくなつてきているのではないかと。すでにわずかに一万や二万の人口を持つ町村あるいは五万前後の市が、それぞれ一つの単位として行なう都市計画法、大正九年につくられたと聞いております都市計画法が、その後ほとんど修正も加えられずに現在までできておる。こういうことでは間に合わなくなつてきていると思ひますので、もっと広域的な都市計画をこの際積極的にかゝるべきではないか。ついでには、先ほど質問も出ておりましたが、都市計画法の改正に対して、いま申し上げましたが、単なる点の都市計画から面の都市計画に、あるいは、たとえば私の住んでおります奈良県の場合に例をとってみるならば、大和野原一円を一面地とするような都市計画というふうなもの、これから樹立されていかなければならぬというふうに考えるのですが、こういう地方自治体の動きに対して対応する心がまえは、すてにお持ちであるのかどうか。

○西村国務大臣 現在の都市計画法は、相當に古い計画法であつたわけでございます。しかし、それはそれなりに、都市そのものがやはり固定いたしておりまして、人口の移動等につきましても、現在のようになつてはなかつたのでございませう。から、やはり相當にいままで都市の形成には役立つたと思ふのでございませう。しかしながら、現在のこの人口の移動の急激なところから見まして、やはり都市そのものの全貌が、昔の都市とは非常に変わつてきたのであります。すなわち、広域的に、広い範囲に対して都市化の現象が起つてきたのでございませう。先般宅地審議会からの答申もございませうが、やはり都市をいまの状態にしておく、取り返しがつかないやうなことになるから、都市につきましても、新しい観点からひとつ都市計画をやらなければならぬだろうという答申があつたのでございませう。問題の所在点は、やはり秩序ある都市にするにはあらかじめ土地の利用計

画を立ててから進むべきではなからうか、こういう答申でございませう。したがうして、政府といひましては、今回、できれば従来の都市計画法を改正いたしまして、新しい都市計画法を提案をいたしたいのでございませう。さいぜんも山内さんからお尋ねがございましたが、建設大臣、少し熱意がないじやないかというお話でございませうが、熱意は大いに持つておる。持つておりますけれども、実は手がけてきたのが少しくれたため、非常に御提案がすぐれておるわけでございますが、私たちがいたしましては、ぜひともこの段階では土地の利用計画を含んだ都市計画法の改正をいたしたいと思つておる次第でございませう。

○吉田(之)委員 大臣は、いま申されたように、新しい観点から秩序ある都市づくりをやつていこうというお考えのようでありますけれども、ついでには、こういう秩序ある都市計画に一番必要なのは、私は下水道の完成であると思ふのです。特に今度の予算編成期に、道路は非常に目立つので、それぞれ要請や圧力が非常に強かつたらしいところ、下水道や住宅は、つい目立たないことになおさるにされるというやうなことが、あなたの省内でも非常にささやかれておつたやうでありますけれども、私は、この際どうしても日本の新しい秩序ある都市計画を推進するためには、下水道の完成に対して大臣はじめ建設省が積極的な意欲を払われなければならぬと思ふのです。ところで、この下水道にかかるといふ補助でありますけれども、現在十分の四と聞いております。ところが、はたして下水道が、旧来の考え方のように、単なる受益者のためだけの下水道であるのか。いま非常に問題になつておりますところの公害問題がございませう。公害対策の重要な柱の一つである水質保全の問題がございませう。この水質保全の決定的な解決方法としては、私は下水道の完成以外にないと思ふのです。現に、たとえば奈良から大阪のほうに流れております大和川の汚濁にいたしましては、工場廃水による汚濁の率はわずかに二割であります。実はその八割が一般の家庭から流される汚水

であり、下水であるといふふうにもいわれておるわけでございますが、こういうときにあたりまして、政府は下水道整備緊急措置法案をいま提案されて、衆議院で可決されたわけでありませうけれども、この下水道の整備に関する新しい五カ年計画について、その概要をお述べいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 下水道の、いままで最も皆さんから非難されておつたのは、下水道の建設と終末処理が二元化しておる、なかなかちがはぐで進まぬといふことであつたのでございませう。幸いなことに、先般行管の勧告もございまして、これが一元化されたことは、今後下水道普及のために非常に喜ぶべきことと思ふのであります。しこうしてまた、数年前につくりました下水道の五カ年計画、この規模でもいかにぬというので、今度新しい五カ年計画をつくつたのでございませう。予算にいたしましては、九兆九千三百億の規模でございませう。これでも十分ではないのでございませうけれども、やはりなかなか一ぺんには何もかもいきませんので、この程度でやりますと、最終年度の四十六年には、その普及率は三三％くらいになるのではなからうかと思つております。もちろん、これは都市面積がふえますので、四十六年度の都市面積がふえた想定のもとで三三％でございまして、現在の都市面積からいいますと、四〇％くらいにはなるのでございませう。しかし、これでも絶対にまだこの下水道の計画というものは続けていかなければならぬと思つております。しうして希望を申しますれば、やはり今後の都市をいたしましては、西歐諸国並みにこれの普及率を上げるには、どうしてももっとたいへんなことをやつていかなければならぬのじやないか、かように思つております。また、いま御指摘がありました河川の質の問題、水質の問題と密接な関係がありますので、同じ下水道といひましても、河川の流域に市町村が並んでおるやうなものは、個々の市町村にやらせないで、流域下水道としてこれをやりまして、河川の水質の保全につとめたいと思つ

ております。この場合には、実は今度の補助率も、従来は三分の一の補助率をとにかく十分の四に上げたのでございますから、相当に大蔵省も踏み切ったところなんです。実はこの補助率のアップというところは、なかなか大蔵省の抵抗があるのでございます。あちらも補助率アップ、こちらにも補助率アップと言いますから。しかし、この件にしましては、特に補助率のアップをみたことは、非常に喜びにたえないところでございます。が、さらに私は希望を申し上げますれば、流域の下水道、ほんとうに公共事業中の公共事業、しかも水質の保全には最も効果のある流域の下水道その他特別のところにつきましては、今後とも大蔵省等々と折衝いたしまして、補助率のアップには力をいたしたい、しこうしてこの下水道の普及につとめたい、かように考えておるような次第でございますから、どうぞ御協力のほどをお願い申し上げます。

○吉田(之)委員 衆議院の附帯決議もあつたことであります。特に水質保全のためには、現在の十分の四から五まで、二分の一ですね、早くその補助率を上げるために一段の努力を払われなければ、公害対策としての下水道処理は達成できないのじゃないかというふうに考えるわけなんです。でございますが、特に終末処理の問題をめぐって、建設大臣と厚生大臣との間に、いままではとかくのいふような各種の問題があつた。ところが、今後は両省の予算執行の非弾力性による今日まで生じたような支障というものは、なくなるという自信をお持ちになつておるか、お伺いいたします。

○西村国務大臣 せっかく一元化されたのでございますから、それは私にはなくなると思つて、この普及には非常に効果があると思つております。○吉田(之)委員 さきの都市計画の問題に多少関連あることなんでしょうけれども、都市計画の認可権を今後知事におろそうとするお考え方はあるのかどうか。

○竹内(藤)政府委員 ただいま検討いたしております新しい都市計画法の内容といたしまして、現在都市計画はすべて国が決定するという形になつておりますのを、地方のほうにおろしたいということで検討いたしております。

○吉田(之)委員 特に地方のほうにおいて、各府県で地域の総合開発を計画いたしております。ところが御承知のとおり、この総合開発は各省にまたがる事業であります。たとえば道路とか、港湾とか、上下水道とか、病院とか、鉄道とか、学校とか、ありとあらゆる計画を総合して推進しようとしたしておりますけれども、この事業は一斉にスタートしなければ所期の目的を達することはできない。ところが、各省にまたがる問題でありますから、どうしても各省のセクショナリズムというものがぶつつかつてしまつて、事が全然運ばないというふうなのが、今日の実情のようであります。この問題について、私は特に今後は、先ほど大臣が申された秩序ある都市計画を推進するためにも、あるいはまた、都市と近郊とのバランスある総合開発を推進するためにも、重点的な各府県の総合開発に対しては、国が一元化された形でこれに対応してやらなければどうにもならないのではないかと、いふふうな気がするので、そういう点について、建設大臣は、いままでのようなお考え方をもちになりましたでしょうか。

○西村国務大臣 総合的にやることは、もちろん必要でございます。しかし、セクショナリズム、セクショナリズムといふものですけれども、われわれは政治家でございますから、そういうことは考へていないけれども、個々の役所におきましては、役人の方々は自分の業を守る、自分の業に熱心であるといふことも、これはそうとがむべきことではないと思ひます。しかし、その上に立つて総合的にやるのが政治家のつとめでございますから、その辺は私たちとしては十分考へておるのでございます。たとえば都市計画法を一つ考へましても、通産省にも関係いたしますし、ここにおいでになる農林大臣のほうにも関係いたします。農地

をどうするかという場合に、それは農林省としてはやはり農地の問題については真剣に取り組まなければならぬと思つておりますが、しかし、それを総合的に考へて、これをどういふふう利用しようかといふことについては、私たち各省大臣のつとめでございますから、総合的に十分やつていきたいといふことにつきましては、今後とも変わらなくやつていくつもりでございます。

○吉田(之)委員 各省が熱心であることは非常によくわかつていますので、いふゆるばらばらの熱心であつては力にならないと思うのです。そういう点で、いま大臣が申されましたように、総合的に調整するところの強力な機関がなければ、今日の各府県の総合開発に対しては対応することができない。現にできておらないわけなんです。プランはできたけれども、五年たつても、十年たつても、全然着手されないというふうな現状であることを認識されるならば、この際何とかして統合調整する強力な機関を、建設大臣あたりが中心となられて、ひとつ各省とよく相談をされまして、樹立されたい限り、わが国の総合開発は進まないと思ひますので、この点は強く要請をしておきたいと思ひます。

ちなみに、この際、企画庁が計画しておられます全国総合開発計画というものは、ほんたうにございませうけれども、これも建設大臣とは非常に密接な関係があるはずであります。こういう全国総合開発計画について、大臣は企画庁のほうに對して絶えずどのような意見を申しておられるか、あるいはどのような相談に乗っておられるか、建設大臣として考へておられる全国総合開発計画の最近の進みぐあいについて、簡単な所見を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 私はつぶさに知りませんですが、経済企画庁長官と話しておることは、国土総合開発の法律が昭和二十五年にできたのでございします。しかし、この法律の中には、全国の総合開発計画、都道府県総合開発計画、地方開発計画、特定地域開発計画と、開発計画をずっとこうやら

なければならぬことになつておるのでございします。しかし、現実の問題として、それらの全国総合開発計画もできていなければ、都道府県総合開発計画も、できておるところもあり、できていないところもあるわけでありまして、したがって、これらの国土総合開発計画をもう一ぺん見直してやる必要があるんじゃないかといふことは、経済企画庁長官と話合つておるのでございします。したがって、ただいま経済企画庁で操作をしておるといへば、そういう国土総合開発の観点から、ひとついろいろ見直して作業をしておるのではないかと思つております。一方また、それにもかかわらず、各地方、たとえば私は九州でございますが、九州地方は九州地方に開発計画ができて、東北は東北にでき、もうまちまちであります。これを一ぺん全体の規模の上に立つて見直そうじゃないかという操作をたたいましたというふうに思ふのであります。私のほうも、正式には、企画庁からこの案ができましたら相談を受けるし、また、それのみではございせん、土地利用計画等につきましては、経済企画庁に對していろいろ連絡をとつてやつておる最中でございます。

○吉田(之)委員 時間がないうですから、最後に一点だけ……。古都保存法の特別保存地域の指定は、大臣のほうの仕事でございませう。特に古都保存法に關係して、その該当地区では、どの程度までがその対象地域になるのか、あるいは対象地域になつた場合には、どのような規制を受け、今後自活の道を得るためにはどのような対策が必要なのであらうかと、非常に混乱いたしております。こういう点について、私は、古都保存法の精神は、守るべき地域は徹底して守る、守るに値しないというか、守る必要のない地域は、完全に早く近代精神でなければならぬと思ひます。そういう点で、現在のそれぞ指定を受けた地域に非常な心配と混乱が起つておりますので、その点に

ついで建設大臣は早急に明確な措置をなされたい
と思うのでありますけれども、それについて御意
見があればお述べをいただきまして、私の質問を
終わりたいと思ひます。

○竹内(藤)政府委員 ただいま特別地域は、京
都、奈良、鎌倉につきまして、指定をいたしてお
ります地域は明確に定めております。それから開
発の許可基準というものも相当きびしい規制でござ
います。これもきまつております。さらにござ
います。このように規制によりまして土地の利用の継続
が著しく支障を生ずるという場合には公共団体が
買い取るということにつきまして、これは四十一年
度から予算がついておりまして、そのほかの改
正もできております。したがって、そういう
ようなことで地方公共団体から地元のはうのPR
をお願いしておるという段階でございます。た
だ、御指摘の奈良県の斑鳩あるいは今後指定いた
します二地域につきましては、これからの作業で
ございまして、先生の御指摘のとおりやってみ
たいと思ひます。

○關谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○關谷委員長 ただいま委員長の手元、細田吉
藏君外三名より本案に対する修正案が提出されて
おります。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対
する修正案
建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。
附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の
日」に改める。

○關谷委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いた
します。細田吉藏君。

○細田委員 ただいま議題となりました建設省設
置法の一部を改正する法律案に対する修正案につ
きまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨
を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は
省略し、その要旨を申し上げます。原案ではそ
の施行期日を「昭和四十二年六月一日」としてい
るのであります。すでにその日が到来してあり
ますので、これを「公布の日」に改めることを適
当と認め、このように修正しようとするものであ
ります。よろしく御賛成をお願いいたします。

○關谷委員長 これより原案及び修正案を一括し
て討論に付するのであります。討論の通告もあ
りませんので、直ちに採決に入ります。

まず、細田君外三名提出の修正案について採決
をいたします。

「賛成者起立」
○關谷委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案につ
いて採決をいたします。

「賛成者起立」
○關谷委員長 起立総員。よって、修正部分を除
いては、原案のとおり可決いたしました。

これにて建設省設置法の一部を改正する法律案
は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に關す
る委員会報告書の作成につきましては、委員長に
御一任願ひたいと存じますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○關谷委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○關谷委員長 農林省設置法の一部を改正する法
律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。米内山義一郎君。

○米内山委員 私は、いま青森、岩手、秋田、北
東北におきまして重大な問題になっております
ビート栽培のことについてお尋ねしたいと思ひ
であります。このことはすでに農林省も十分御承
知のことであり、大臣も非常に心配なさつておる
ことと思ひますけれども、この際この問題につ
いての経過を明らかにし、その責任の所在を明確に
しておきたいと思ひます。責任の所在を
明らかにするには、やはりなぜこのビート栽培が
興り、どういふ経過を経て今日のやうな破局的な
段階に入ったかといふことをつまびらかにせざる
を得ないわけでありまして、したがって、国が
立法措置を講じまして奨励にとりかかったこの仕
事が、どういふ経過を経て今日のようなつたか
といふことを、まず農林省の、政府の観点からお
伺いしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 北東北のビートにつきまして
は、その沿革は御存じのとおりでございますが、
私も、北海道あるいは北東北のような寒冷地
帯における畑作に適合したておるものを奨励し
て、それらの地域における農家の所得を確
保することが必要であるといふこと、もう一つ
は、甘味資源をできるだけ国内の生産によつてま
かなう比率を高めてまいりたいといふ考え方から
まゝたわけでありまして、御存じのように、まだい
ろいろの援助はいたさなければなりません。北海
道のビート産業におきましては、大目鼻もつ
き、採算もだんだんと引き合ふやうな状態になつ
てきておりますが、北東北につきましては、これ
は米内山さんも御存じのように、加工作物でござ
いますから、つくられたもののそのものは、やはり
加工されて初めて製品になるわけでありまして、し

たがって、その加工と生産とが両々相まって初め
てそろばんのとれる産業となるわけでありませ
んが、不幸にして、そういうやうな点において北東
北のビート工業が現在のやうになりましたことは
まことに遺憾千萬でありますけれども、現状まで
の経過はそういうことであります。

○米内山委員 これはそう言えばそれまでにすぎ
ないと思ひますが、しかし、このビートの栽培の
歴史というものは、わが国におきましては、北海
道におきましてや一世紀の歴史を持つわけであ
ります。すでに政府の奨励に基づきまして始めた
西南暖地のいわゆる暖地ビートといふものは、御
承知のとおり終末を遂げております。いま東北
に興りましたビート栽培も、本格的になつてから
数年たないうちにこういう結果になつた。そも
そもこのビート栽培といふのはだれが一番先に発
動したのかと申しますと、これは誰でございま
しょう。政府でございまして、このことは、いまま
での立法経過を見れば明らかでございます。すな
わち昭和二十八年に旧てん菜法といふものが発動
されております。しかもその後政府の明らかにし
た国内産甘味資源に対する方針といふものは、昭
和四十三年には国内需要百五十二万トンと想定
し、そのうち半分の七十五万トンは国内で自給す
るのだ、そのうち四十万トンはビートをもつて充
てる、こういうふうな国内自給度を高めて、さら
に国際競争力を強化するといふやうな、非常に勇
ましい、雄大なかけ声と、同時に、それによつて
農業経営の改善をはかり、あるいは農家所得の安
定を期する、こういうふうにして始まつておりま
す。したがって、その後の北海道の状態を見
ましても、政府がこの方針をとりましてから、す
でにかなり普及しておつた北海道のビート栽培も
倍以上にふえておる。これから見ますと、ビート
栽培を奨励するために、まず最初に発動したもの
が政府である。これに地方の政治力が結合して北
東北のビート栽培といふものが興つたのであり
まして、元来北東北は農事試験場にさえただの一
株のビートもなかった次第、これに政府が奨励し

まして、そうして二十七億というような大きな経費をかけて工場ができ、二万に及ぶ農家が三千町歩近い作付をして今日に至ったのであります。それが製造工場であるフジ製糖が、もうからなくなった、企業が苦しくなったからやめるといふことで、この問題は片づくものじゃないと思ひます。ですから、この責任は私は一方的に政府にあると考えるのであります。政府はどのようなお考えを持っておられますか。

○倉石国務大臣 先ほど申し上げましたように、私もできる限り寒冷地帯に適当な作物をつくつていただいて、それによつてそういう地方の農業所得を確保したいという考え方で、いろいろ研究をいたしました。その中に、御存じのように北海道は大体今日のような状態になつてきた。ところが、北東北においては、ほかの作物等も依然としてやつておる地域もありますし、また御承知のようにビートだけでなくして、他の寒冷地に適当な作物をつくるための土地改良なども、現に地方の要望があつて行なつておるような次第であります。したがつて、その加工原料用農作物というものは、先ほど申しましたように、加工をして最終的製品に仕上げるというものと密着しておる品物でありますからして、それとマッチした作業が行なわれなければ、やはり産業としては成立しない。ところが、今日のような糖価の状態になつてまいりました。そこでフジ製糖という会社が、自分の責任においてこれを閉鎖する。現実はいふことではありませんからして、私もいふことは、そういうことであるとして、私もいふことは、それからまた、それを消化して最終製品をつくり上げるという、その一連の計画のもとに進められたものであるのに、現状のような一般経済情勢であるので、やむを得ず工場を閉鎖するといふことであるならば、農家の人々がこしはすので作付も終つておることありますからして、われわれとしては、本年のその作付をいたしたものに對しては、御迷惑にならないように、その善後処理については農林省が責任を負うてめんどうを見

てあげる、こういうことで農家の人々に安心していただくような措置を講じなければならぬ、こゝう思つておるわけでありませう。

○米内山委員 大臣から、ことしの作付したものに對しては心配をかけないというお話は、重ね重ね承つておりますが、しかし、こゝで、じゃ重ねて申し上げますが、そもその地域がビートのいわゆる振興地域として指定されたのは、法律行為であります。いわゆる甘味資源特別措置法によりまして、その第四條に基づいて、国がこの地域を指定したものであります。その指定の条件に

つきましては、この法律に明確にされておるものとおり、栽培に適合する地帯と認め、生産が安定的に増大することが確実と見込み、さらに地区内の製糖事業が安定的に成長する見込みが確実であるとして、この仕事が始まつたわけでありませう。それが何がゆゑに今日製糖業が安定的に成立しなくなつたか。何がゆゑに作付がふえなくなつたのか。いわゆる当初指定したときの条件と今日どういう変化が生じたのかを明らかにしていただきたいと、私は願つておる。と申しますのは、このビートというのは、いわゆる果樹振興法などという別な法律に基づいてナシやリンゴをつくることとは別でございませう。ナシやリンゴの果樹振興法などは、こゝういふふうな厳密な規定がない。言うなれば、国家が一つの目標、目的を持って、砂糖の自給度を高めるといふ方針に協力して、それに従つたものであります。さらに糖業資本は、国のうたい文句に便乗して、あそこにもうけるために企業を始めたにすぎないのであります。言うなれば、これを生んだ父親は政府です。母は糖業資本です。そこから生まれた子は栽培農民です。いま女房が、女が家出をした。捨て子を産んでいく。手切れ金で片づけようとか、あるいは葬式料でまかそうといふのは、これは政府、政治のなすべきところではない。よしんば指定が過去においてあやまちであつた、ミステークであつたとしても、一たん子供が生まれたならば、養育料は払わなければならぬでせう。扶助料は払わなければ

ならぬはずだ。ただこれをことしきりの大根に對しては心配をかけないという程度では、手切れ金にもならないし、これは若死にさせて簡単な弔い料で片づけようという程度の責任だと私は思ふ。農林大臣は、いまの段階に政府の責任感をそれ以上で考へておられませんか。

○倉石国務大臣 捨て子をするつもりはないのであります。したがつて、捨て子にならないようにいたすためには、やはり育て方を考えなくちゃなりません。ビートでやつて、ビートはだめになつたからかつてにしろということになると、米内山さんのおっしゃつたように捨て子かもしれませんけれども、私も、いままで代議士に育て上げようと思つていた子供だが、これは頭がいいから學者にしようといふようなことで、今度は教育の方針を変へまして、ビートではどうも土壌がうまくいかないから、方向を変へて、子供をもつてうまいかなんかから、育つて上げよう。そのためには、関係県知事がそろつておいでになりまして、なるべく早くひとつ調査をしてくれ。国会終了を待たずに専門家を派遣する準備をいたしております。このまま続けてやつていくことのために調査するといふことではなくして、全般的に北東北地方の畑作について将来どういふふうに伸ばしていくか、こゝういふことをも含めて、ひとつ立ちよくに検討してもらいたい。こゝういふことで、まことにごもつともなことでございませう。米内山さんすでに十分御存じだと思ひますが、あの地域は、なるほどビートも多いですけれども、ビートのほかには、やはりそれぞれ独自の考えで他の畑作に精進努力しておられる農家もあるものであります。そこで、わがほうといたしましては、すでに申し上げておりますように、私ももの考へで、本年のものはもうすでにできてしまつておるのだからして、これは御迷惑をかけないよう政府の責任において処理いたしましう。明年からのものにつきましては、農林省が立ちいけるように、さらにまた将来を榮しんでいただけるような畑作

について、鋭意ひとつ御相談の上努力いたしましう。こゝういふことを申しておるわけで、四県知事はまことにごもつともだといふことで御賛成をいただいて、そういう方向に進もうといひたいとおるわけでありませう。

○米内山委員 これから學者にするように新しく教育するといふことですが、しかし、床屋の学校に入れたつて、これは學者になりませんでせう。国の農業政策がいま一つの大転換をして、農民を裏切り、日本の農業を裏切つて来つたのである。したがつて、これは単に一東北の地方的なビートの問題じゃない。日本全体の農業の問題であり、特に今日の自由化体制において最も打撃を受ける畑作、畜産、果実の問題になりつたと思ひます。つい先般農林省が発表しましたが、わが国の食糧輸入高が一兆円になつたといわれておる。国内の自給度はますます低下しておる。輸入依存度が高まつておる。これと符節を合わせたように、農家所得の中における農業所得が低下して、農外収入に大きく依存しなければならぬ。これは決して統計の偶然ではない。砂糖をはじめとして、国は自給度を高めよう、国際競争力を強めようといふことを口先だけで言うてきておるが、何らそれを実行せずして、今日のような開放体制に入つた。言うなれば、冬を迎えるにはだして日本の農民を冬に突入させるという、今回の小麦協定に見ましますとおり、わが国の小麦の自給度は低く押えて、そうしてこれからは外国から安いものを押し売り同様に買わせなければならぬといふことであれば、これは重大です。これは単に農業問題じゃない。今日のよな世界の食糧が窮乏なときに、国民消費の立場から、食糧政策としても問題だし、さらに国全体の経済の上から見ても、国際収支の上から問題でせう。それ以上

に、發展する力を持たなくなつた、どこにもよりどころのない日本農業のこの現状といふものを、日本じやうの農民はみなだにアワ立つような思いで政府の政策を心配しておる。これは農業政策としても問題なんです。私は、すべての農産物は国内

完全自給しなければならぬという考えは持っておりませんが、しかし可能な限り、豆類にしても、麦類にしても、家畜の濃厚飼料にしまして、国家としての自給度を高めるために努力すべきだ。今日の日本の畜産というものは、まるで綿花を輸入して紡績をするような、輸入加工畜産になつておつて、利益率というものは低下する。少数の頭数や羽数では手間に合わないから、多頭飼育だ、多羽飼育だということになれば、資力のあつた技術の高い農家以外に畜産というものはやれなくなつていく。努力不足です。したがって、堆肥の生産というものをさへ低下して、たんぼで稲をこいで、そのわらをたんぼで燃やしてしまふ農家がふえておる。こういうふうな農業の基礎がくずれてきたから、ビートの反収も上がらないのです。その結果、フジ製糖も引き合はなくなつたのです。だから、これは葬式料程度のもので片づかない。ほんとうに大臣がおっしゃることが真実ならば、この地域だけではなしに、もっと根本的な畑作対策あるいは肥料対策というものを立てる必要があると思ひます。国はいま国有林の利用開発を進めるための法案を提案しようとしておるやうであります。平地の農業さへどうにもできない日本が、平地よりもっと困難な傾斜地、山岳部の農業をやるものじゃないですか。私は大臣の政治的な答弁よりも、部局の意見を聞いてみたい。日本の食糧の自給度を高めるためには、どういふお考えなのか。大臣、まず第一に申し上げたいことは、ここにも問題がある。米ならば行政が一貫してあります。ところが畑作、こういう特用作物というものは、一つの畑に栽培しておつても、牧草をつけると畜産局の自給飼料課の管轄になる。ビートをまけば特産課の管轄になる。こういうふうな、同じ畑に同じ農民が栽培するにあつても、農林省の畑作、畜産に対する行政に非常に阻害されている。大臣も御承知のとおり、役人というのは非常にちがいで、なわ張り根性というものは、生物学的、本能的なものなんです。自分の部分はよく守るが、人のほうにはわずかの手も

足も出さまいとする。こういうふうなことが、畑作のローテーションの合理化にも影響を及ぼしている。私は、ここにも農地局長がおられるならば、畑作振興のために農地局はどういう基盤整備をやればいいのか、どういふお考えを持っておるかをお聞きしたいし、その他農政局長からも、あるいは園芸局長からも、それぞれの立場から——大臣がおっしゃるとおり、このビート地域にほんとうに農業を振興させるためには、農地局としてはどういふお考えがある、農政局としてはどういふお考えがある、特産課としてはどういふお考えがあるかというところをお聞きしたいと思います。

と、昭和三十三年の農地局関係の基盤整備事業の畑対策費は約二百三億円でございしますが、四十年度は二百四十七億円で、四十一年度は三百十九億円で、本年度は三百六十一億円でございまして、毎年相当の幅で畑の基盤整備のための対策費の増額をいたしまして、畑地の農業基盤の整備に努力をいたしておるわけでございします。

業農家になり、場合によっては組み合わせをして、いざば経営として五年なり十年なりの期間で一つのまとまつた体系を考えながらやつていくというふうなことをせざるを得ない現状と申しますか、条件でございしますから、その点については、私も、たとえばビート等を導入いたします際には、これはやはり牧草、酪農というよりよいものとも相まつて初めうまいものである。現に、現在の残念な状況に相なりました地帯におきまして、酪農と結びついていくところは、やはり相当反収もあるし、経営としては非常に結びついておる。反面、また競争作物との関係から言ひまして、かえつて作付面積からいいますと、一応理屈の上では関係がないやうであります。やはいかえつてうまいかないというよりよい点もございします。そういう点につきましては、私も、いかにいかにいたしておりますが、これは私がお答えするのは適当ではないと思ひますが、そういう最終的な農家の経営としての指導ということにつきましては、やはり一般的な経営指導の体系に沿つて、そしてやつていくということが必要であると思つております。ただ、一般的な農業経営の指導をしていく場合には、特定の作物について相当な知識がないと、なかなかこれは農家の指導というのはいけません。そういう点からいまして、専門と一般的というものをどう組み合わせて指導することが必要であらうと思つておるのではありません。そういう点につきましては、農林省の関係部局と協調いたしまして、なかなかいかにこで申し上げておるやうなうまいといふことは必ずしも言えない場合もあるかと思ひますが、努力をいたしておる次第でございします。

○米内山委員 私は、そういう一般理論を開きた

いふやうな、場合によつては組み合わせをして、いざば経営として五年なり十年なりの期間で一つのまとまつた体系を考えながらやつていくというふうなことをせざるを得ない現状と申しますか、条件でございしますから、その点については、私も、たとえばビート等を導入いたします際には、これはやはり牧草、酪農というよりよいものとも相まつて初めうまいものである。現に、現在の残念な状況に相なりました地帯におきまして、酪農と結びついていくところは、やはり相当反収もあるし、経営としては非常に結びついておる。反面、また競争作物との関係から言ひまして、かえつて作付面積からいいますと、一応理屈の上では関係がないやうであります。やはいかえつてうまいかないというよりよい点もございします。そういう点につきましては、私も、いかにいかにいたしておりますが、これは私がお答えするのは適当ではないと思ひますが、そういう最終的な農家の経営としての指導ということにつきましては、やはり一般的な経営指導の体系に沿つて、そしてやつていくということが必要であると思つております。ただ、一般的な農業経営の指導をしていく場合には、特定の作物について相当な知識がないと、なかなかこれは農家の指導というのはいけません。そういう点からいまして、専門と一般的というものをどう組み合わせて指導することが必要であらうと思つておるのではありません。そういう点につきましては、農林省の関係部局と協調いたしまして、なかなかいかにこで申し上げておるやうなうまいといふことは必ずしも言えない場合もあるかと思ひますが、努力をいたしておる次第でございします。

○倉石国務大臣 政府委員からお答えいたさせますが、その前に一つだけ、ビートのあとこれから農林省が何をやっていくかということ、関係三県知事とよく相談をして、地元の方の御要望も聞いていたしますが、そのことについては事務当局から御報告いたしますが、前段におきましては、決してほつぱり出しというつもりではないのでありまして、くれぐれもその点は誤解のないやうに、今年度すでに植えつけを終わつておるものについては、農林省の人々の御迷惑にならないやうに政府は処理をいたすつもりでございしますから、それだけはどうか御了解をお願いいたします。

○八坂政府委員 私どもの園芸局で所管をいたしております作物は、いま先生御指摘の畑作物のうち、数かありますとほとんど大部分といつていいわけでございします。かつ面積からいいますと非常に多くのウエートを占めておるわけでございします。ただ、お話にありましたやうに、行政のやり方としては、確かに一つの作目に着目をしていろいろ指導をしていくという形が、きわめて多いのでございします。果樹は果樹、あるいは特用作物は特用作物、特用作物の中でもイモあるいはビートというやうに、それぞれの作目に沿つた指導のいたし方、行政のいたし方をやっております。ただ、この点はやはりどうしてもそうならざるを得ない理由があるわけでございまして、あるものは永年作物である、あるものは一時的な作物である、あるいは商品になるが、あるいは工場加工をしなければならぬというやうに、それぞれ作物の性質が異なるので、やはり進め方といたしましては、この作物に沿つた行政のやり方をせざるを得ないのではないかと申すわけでございします。ただ確かに、さらにこの点は御指摘があったわけではございませんが、地域によりまして、あるいは個々の農家によりましては、いづれかを選擇し、いづれかを輪作し、いづれかを組み合わせしというやうに、場合によつては単独でそのものが専

業農家になり、場合によっては組み合わせをして、いざば経営として五年なり十年なりの期間で一つのまとまつた体系を考えながらやつていくというふうなことをせざるを得ない現状と申しますか、条件でございしますから、その点については、私も、たとえばビート等を導入いたします際には、これはやはり牧草、酪農というよりよいものとも相まつて初めうまいものである。現に、現在の残念な状況に相なりました地帯におきまして、酪農と結びついていくところは、やはり相当反収もあるし、経営としては非常に結びついておる。反面、また競争作物との関係から言ひまして、かえつて作付面積からいいますと、一応理屈の上では関係がないやうであります。やはいかえつてうまいかないというよりよい点もございします。そういう点につきましては、私も、いかにいかにいたしておりますが、これは私がお答えするのは適当ではないと思ひますが、そういう最終的な農家の経営としての指導ということにつきましては、やはり一般的な経営指導の体系に沿つて、そしてやつていくということが必要であると思つております。ただ、一般的な農業経営の指導をしていく場合には、特定の作物について相当な知識がないと、なかなかこれは農家の指導というのはいけません。そういう点からいまして、専門と一般的というものをどう組み合わせて指導することが必要であらうと思つておるのではありません。そういう点につきましては、農林省の関係部局と協調いたしまして、なかなかいかにこで申し上げておるやうなうまいといふことは必ずしも言えない場合もあるかと思ひますが、努力をいたしておる次第でございします。

○米内山委員 私は、そういう一般理論を開きた

いふやうな、場合によつては組み合わせをして、いざば経営として五年なり十年なりの期間で一つのまとまつた体系を考えながらやつていくというふうなことをせざるを得ない現状と申しますか、条件でございしますから、その点については、私も、たとえばビート等を導入いたします際には、これはやはり牧草、酪農というよりよいものとも相まつて初めうまいものである。現に、現在の残念な状況に相なりました地帯におきまして、酪農と結びついていくところは、やはり相当反収もあるし、経営としては非常に結びついておる。反面、また競争作物との関係から言ひまして、かえつて作付面積からいいますと、一応理屈の上では関係がないやうであります。やはいかえつてうまいかないというよりよい点もございします。そういう点につきましては、私も、いかにいかにいたしておりますが、これは私がお答えするのは適当ではないと思ひますが、そういう最終的な農家の経営としての指導ということにつきましては、やはり一般的な経営指導の体系に沿つて、そしてやつていくということが必要であると思つております。ただ、一般的な農業経営の指導をしていく場合には、特定の作物について相当な知識がないと、なかなかこれは農家の指導というのはいけません。そういう点からいまして、専門と一般的というものをどう組み合わせて指導することが必要であらうと思つておるのではありません。そういう点につきましては、農林省の関係部局と協調いたしまして、なかなかいかにこで申し上げておるやうなうまいといふことは必ずしも言えない場合もあるかと思ひますが、努力をいたしておる次第でございします。

○和田(正)政府委員 畑地の基盤整備のことについてお尋ねであつたと思ひますが、一般的に申し上げて、御承知のとおり、畑地におきまして農業基盤の整備は、何と申しましても畑地かんがいが重点でございしますが、それとあわせて圃場整備あるいは農道の整備、それから最近東日本におきましては、まだ利用されておられない未墾地を開田をいたした場合はもとより、畑を水田に転換するやうな考え方、地元の要望として強くございします。それらを含めまして、畑地の基盤整備に努力をいたしておるわけでございしますが、さらに従来から農林省の畑地に対する基盤整備対策が弱いではないかという御指摘をしばしば受けておりましたことにかんがみまして、若干数字を申し上げます

と、昭和三十三年の農地局関係の基盤整備事業の畑対策費は約二百三億円でございしますが、四十年度は二百四十七億円で、四十一年度は三百十九億円で、本年度は三百六十一億円でございまして、毎年相当の幅で畑の基盤整備のための対策費の増額をいたしまして、畑地の農業基盤の整備に努力をいたしておるわけでございします。

業農家になり、場合によっては組み合わせをして、いざば経営として五年なり十年なりの期間で一つのまとまつた体系を考えながらやつていくというふうなことをせざるを得ない現状と申しますか、条件でございしますから、その点については、私も、たとえばビート等を導入いたします際には、これはやはり牧草、酪農というよりよいものとも相まつて初めうまいものである。現に、現在の残念な状況に相なりました地帯におきまして、酪農と結びついていくところは、やはり相当反収もあるし、経営としては非常に結びついておる。反面、また競争作物との関係から言ひまして、かえつて作付面積からいいますと、一応理屈の上では関係がないやうであります。やはいかえつてうまいかないというよりよい点もございします。そういう点につきましては、私も、いかにいかにいたしておりますが、これは私がお答えするのは適当ではないと思ひますが、そういう最終的な農家の経営としての指導ということにつきましては、やはり一般的な経営指導の体系に沿つて、そしてやつていくということが必要であると思つております。ただ、一般的な農業経営の指導をしていく場合には、特定の作物について相当な知識がないと、なかなかこれは農家の指導というのはいけません。そういう点からいまして、専門と一般的というものをどう組み合わせて指導することが必要であらうと思つておるのではありません。そういう点につきましては、農林省の関係部局と協調いたしまして、なかなかいかにこで申し上げておるやうなうまいといふことは必ずしも言えない場合もあるかと思ひますが、努力をいたしておる次第でございします。

○米内山委員 私は、そういう一般理論を開きた

す。そこで、いまこの地域はオカボが伸びている

から陸稲を奨励したらどうかというような、非常に安直なお考えもあるように聞いておりますが、これについては、この点を御検討願いたい。あらゆる作物がありますが、昭和の初期から四十年間にわたって、十アール当たりの反収もほとんど変化がない。それから作付も十二、三万町歩で、伸びもしなければ減らないのは、たつたオカボ一つ。それだけに、オカボというのは、麦のようにやさしくは栽培できるが、反収のあがらぬものです。国は、今日までオカボに対してほとんど研究していない。私の調べたところでは、茨城県あたりで国の補助、助成金でオカボの育種をやっているらしいが、国としてはほとんどやってない。これをビートがだめだからオカボに置きかえようなんということは、非常に無責任な話になると思いますから、これだけ申し上げておきます。しかし、オカボにしましても、収量が不安定であるが、水分を供給するならば、これは鬼に金棒を持たせたようになります。こういういわゆる農地局の対策、いま局長が言われたような対策と並行していきますならば、ひとりオカボが生きているだけでなしに、牧草三トンとれるのが十トンになる。そうして地力が肥え、ビートも四、五トンとれるようになって、何もフジ製糖が逃げて、ビート栽培を捨てて、必要がなくなると思うのです。

そこで、私は時間ありませんから、最後にお聞きして、この質問は次の会に続行したいと思いますが、このやり方は、政治と官僚のなれ合いでこういうことが起きているのじゃないかと思うのです。と申し上げますことは、フジ製糖の重役さんの中に鈴木何とかさんという方がおられるそうでありましたが、これは政府のどこかの機関におられた役人さんだそう。それは役人が会社の重役になっていかぬということはないが、もしお知りになっているところがあったら、フジ製糖の監査役をやっているこの方の、農林省奉職からその後どこへ下がったか上がったか知れない、その後どういう経路でフジ製糖に重役としてお入りに

なっておるかをお聞きしておきたい。

○八塚政府委員 私は、むしろ役所の関係で、役所といえますか、農林省の関係で知っている、こういうことを申し上げる立場ではないと思いますが、鈴木さんという方が監査役におられます。この方は、農林省の御出身ではございません。通産省の四国でありますか——これはいづれはつきり必要があれば調べますが、四国でありますか、広島でありますか、通産局長をおやりになっている。あと北海道東北開発公庫の理事をやられておる。そうしてフジ製糖にお入りになった方であるだろうというふうに思っておるわけでございます。

○米内山委員 そこで、フジ製糖が北海道東北開発公庫から膨大な国の金を借りまして、そうしてこれが焦げつきになるでしょう。あとで何年賦で取るか知れないが、こういうふうにごの企業と官僚というものが結合して、国の役人が金融機関に下がっていったのか、上がっていったのか知れないが、フジ製糖みたいなこんなだらしのない会社は重役にきて、国との結合をさらに重ねるということは、内容はどうかあろうとも、国民にとってはまことに信用しかねる事態です。こういうふうには砂糖というものは、決して自然現象でこうなったものでもないのです。大体保護関税を加え、消費税を高くして、国民には世界平均の二倍の高い砂糖を食わせないながら、それでこの砂糖事業を育成できないということはおかしいのです。砂糖栽培を持続させられないということはおかしい。あなたの方の砂糖政策というものは、糖業資本のための政策であつたということをは明らかにしておるじゃないですか。この法律ができるときに、われわれの聞き及んでいるところによれば、砂糖消費税の中から、二十一円の中から一キロ当たり五円をビート奨励に回すということとを与党と政府間に覚え書きをかわして発足したということも聞いているが、今日の砂糖消費税総額から見れば、これは五円にしても数十億になるはず。出すものは出さぬでこういう結末をつけるということとは、実にわれわれから見ると心外にたえないと思

うのですが、一体今日までの、ただ栽培を奨励しただけで、やらぬ、不徹底の結果が、今日こうなつたと私は思っております。まあ大臣の具体的な今年の対策も、心配をかけないという程度のもので、何ら数字も何も明らかにしない。いわば善意は受け取れますが、このことについては別な機会にお尋ねすることにしまして、きょうは時間になりましたから、私の質問を打ち切っておきたいと思ひます。

○關谷委員長 次会は、明日午前十時から理事会、十時十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

昭和四十二年六月六日印刷

昭和四十二年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局